



IRCB12-002

早稲田大学 クレジットビジネス研究所 Working Paper
Institute for Research on Credit Business
Waseda University

2012 年 3 月

ヤミ金融の被害についての簡潔な報告

ー 全ての人間は、自分とやり方がちがえば、これを野蛮という ー

堂下 浩

東京情報大学 教授

本稿は筆者と内田治（東京情報大学・准教授）がパーソナルファイナンス学会（2007 年/第 8 回全国大会～2011 年/第 12 回全国大会の 5 年間）において発表した論文と口頭報告の内容を中心に、再構成した論文である。詳細はパーソナルファイナンス学会の各年度年報を参照。

1. 縮小する貸金市場

貸金市場の利用者がヤミ金融市場にシフトしつつある。この背景には、2006 年 12 月に改正され、2010 年 6 月に完全施行された貸金業法がある。法改正のポイントは大きく 3 つある。①上限金利を 29.2%から 15～20%に引き下げる。②審査時に源泉徴収票等の提出を義務付け原則、年収の 1/3 を超える貸し付けを禁止する（総量規制）。③政府の指定した信用情報機関が利用者の債務状況を一元管理する。立法の過程において、法改正の影響に対して楽観的な見通しが一般的であった。しかし実証データを仔細に解析すると、債務者救済を目的とした立法が逆に法の趣旨に反して債務者を追い詰めていた点が浮き彫りとなった。

そもそも貸金業法は市場の実態を十分に精査せずに制定された経緯があり、実験的な制度変更の色彩が濃い。実際 2006 年、当時の金融庁高官は新聞の取材に対して貸金業法が「社会的実験」であると発言している¹。また当時、立法府側で法案を実質的に最終決定した自民党「貸金業制度等に関する小委員会」の小委員長も 2010 年に行われた講演で、「（法律の）影響分析、検討が不十分だった」「このままではヤミ金を量産する」と発言し、法律の不備を率直に認めている²。

図表 1 は専業大手消費者金融の貸付残高（月末）と新規成約率（月間）の推移である。専業大手 7 社³による貸付残高と新規成約率は当時の金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」

¹ 『日経金融新聞』「経過期間、3 年が限度」（2006 年 9 月 14 日）。

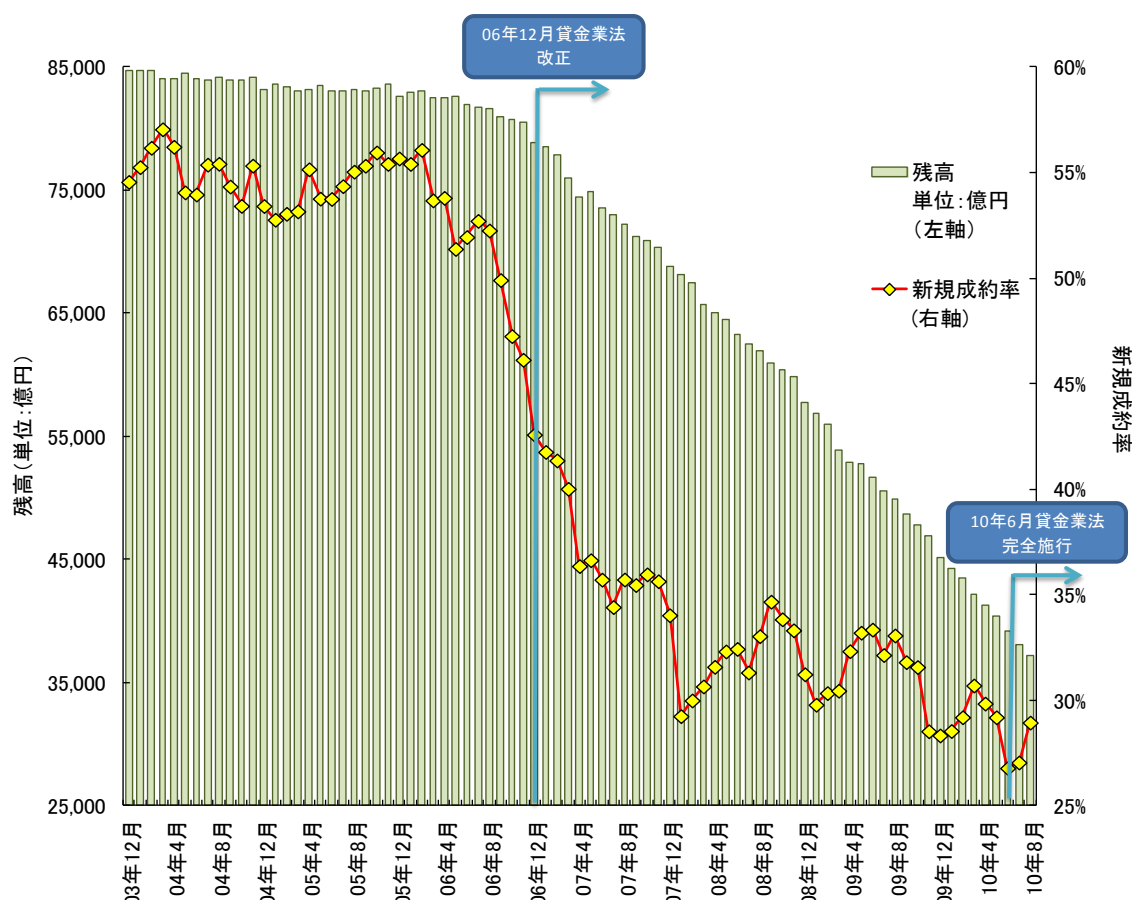
² 『日本金融新聞』「『えいや』で決めた改正」（2010 年 8 月 10 日）。

³ 専業大手 7 社は貸金業法改正前と大きく状況を異にしている。すなわち 2009 年 9 月にはアイフルが事業再生 ADR を申請、10 年 9 月には CFJ が新規貸付を全て停止、武富士は会社更生法の適用を申請し、

で規制強化へと議論が高まった 06 年春頃から減少し始めた。新規成約率は法改正前の 55% から 25% に低下し、「借りられず不幸」となった人々を急増させた。その結果、市場規模はピーク時の 8.5 兆円から急減し、2011 年 9 月末の段階で 2.5 兆円まで収縮した。

本来、消費者信用機能の発達には生活格差や消費格差を是正する働きがあるが、現状は法改正に伴う信用収縮による深刻な貸し渋りが進んでいる。実際、改正貸金業法が引き起こした影響は国民経済で幅広く顕在化しつつある。

図表 1 専業大手消費者金融会社の貸付残高(月末)と新規成約率(月間)の推移



出典:「資金供給者アンケート調査」。時期:2010 年 9 月、対象:消費者金融専業大手 7 社。

注意:1)2010 年 9 月に武富士が倒産したため、集計期間は 2010 年 8 月まで。

2)本調査における分析対象サンプル数は消費者金融専業の大手 7 社。

例えば、改正貸金業法が招いた負の経済効果が地域経済の景気後退を招き、地方企業の収益低下と雇用の悪化を招いた可能性も危惧される。飯田・加藤（2009 年）ⁱは法改正の影

事実上の経営破綻。同年 10 月には三洋信販はプロミスと合併し、プロミスも 11 年 9 月 TOB により三井住友銀行の 100%子会社となることを発表。また 11 年 10 月にはレイクは新規申し込みを親会社である新生銀行で受け付け始めた。

響による貸出残高の縮小に伴って、北海道では単年度で少なくとも約 3 千億円程度、GDP が対前年比でマイナス 1.6% の減少があったと報告した。

さらに改正貸金業法の影響が想定外の分野に波及している事例も報告されてきた。例えば、交通違反などの軽微な犯罪の場合、罰金刑を言い渡されるのが一般的であるが、今日その罰金を支払うことが出来ず、止む無く刑務所で軽作業を科せられる「労役場留置」の処分となるケースが増加傾向にある。増加の要因として司法の専門家は不況の影響のほか、改正貸金業法の影響を挙げている⁴。つまり借入が困難の状況においては手元に現金がない場合、罰金刑を言い渡されても労役場留置の処分を受けざるを得ない。結果として軽犯罪者の社会復帰を遅らせるだけでなく、留置処分による社会コストを増加させることとなる。

そして、本稿の主題であるヤミ金融市場に資金需要者が流入する兆しも顕著となってきた。図表 2 は直近 6 カ月間（2011 年 7 月～同年 12 月）に報道されたヤミ金融事犯に関する報道記事の一部である。筆者が確認できた新聞記事に限定される点と、警察が摘発したヤミ金融の事件が全て報道されているとは限らない点などを考えると、図表 2 の結果だけを使って最近のヤミ金融犯罪の動向を科学的に分析することは難しい。しかし誤解を恐れずに敢えてこれら報道内容を整理すると最近のヤミ金融犯罪の傾向として、①零細事業主への融資を専門とするヤミ金融が存在している、②タクシー運転手など特定の職種に特化したヤミ金融が現れている、③公的給付金や年金の受給対象者を狙っている、④ヤミ金融の顧客名簿が出回っている、⑤素人（焼き肉店、地方公務員⁵など）がヤミ金融への参入を始めている、といった傾向を読み取ることもできる。

同時に新聞では、いわゆる「ヤミ金融のソフト化」と呼ばれる現象が起り事件として表面化が難しくなってきたと指摘している。以下では「ソフトヤミ金融」として報道された具体的な事件の概要と背景を紹介する。

- (ア) 2010 年 11 月に沖縄県・豊見城署が逮捕したヤミ金融業者は低所得者ら少なくとも 400 人へ貸し付けていた。捜査関係者によると、利用者はヤミ金融業者に恩義を感じていたため、誰も相談を寄せていなかった⁶。本事件は警察が別のヤミ金融事犯を捜査する過程で偶然発覚した。
- (イ) 2010 年 11 月に長野県・中央署は中小企業経営者を中心に融資していたヤミ金融組織を摘発した。捜査関係者はこのヤミ金融が融資を拡大させた理由として、顧客に極めて紳士的に対応していたほか、会社の資金繰りに関してコンサルティングを提

⁴ 例えば、『宮崎日日新聞』「作業労役場留置が増加傾向」（2011 年 9 月 19 日）など。

⁵ その後も西日本で地方公務員によるヤミ金融犯罪が摘発されている。例えば、2012 年 2 月に松山市清掃課の職員がヤミ金融業者として逮捕され、同市は懲戒免職処分を下した（『愛媛新聞』「貸金業法違反 松山市職員を懲戒免職」（2012 年 3 月 1 日））。

⁶ 『沖縄タイムス』「ヤミ金、公的給付金標的 取り立てず回収」（2010 年 11 月 23 日）。

供していた点などを挙げている⁷。

(ウ) 2011 年 8 月に神奈川県・大和署はソフトヤミ金融のグループを摘発した。このヤミ金融は強引に取り立てず、顧客の都合により返済条件の変更に応じていた。さらに、このヤミ金融は宅配業者を装って融資申込者に対して居住地確認を行うなど審査を厳格に行っていた⁸。

(エ) 2011 年 11 月に神奈川県・高津署は脅迫的な取り立てを行わないヤミ金融グループを摘発した。報道によると、捜査担当者は「(貸金業) 法改正によって、正規のルートで借りられず、高金利でも目の前の金に手を出してしまう人が多い」点を指摘している⁹。

上記のように警察は確かにヤミ金融の摘発に注力している。しかしながら一方で、ヤミ金融を摘発する立場にある警官が捜査過程で、取り調べたヤミ金融業者から多額の借金を重ねていた事件¹⁰が発生する事態も起きている。したがって、「ヤミ金融のソフト化」という現象が進行する中、ソフト化したヤミ金融が水面下で資金需要者を吸い込みながら拡大しているのが現状であり、発覚したヤミ金融事件は氷山の一角であると認識すべきであろう。

また、2011 年 3 月に発生した東日本大震災の被災地でヤミ金融被害が増加傾向にあるとの報道も後を絶えない¹¹。そこで本稿では、資金需要者へのアンケート調査から資金需要者の窮状が年々悪化の一途を辿り、ヤミ金融市場に流入する実情を報告する。

⁷ 『信濃毎日新聞』「ソフトヤミ金 紳士の仮面」(2011 年 9 月 26 日)。

⁸ 『神奈川新聞』「ソフトヤミ金 摘発」(2011 年 8 月 24 日)。

⁹ 『読売新聞』「ソフトヤミ金にご用心、取り立ては優しくとも…」(2011 年 11 月 3 日)。

¹⁰ 『読売新聞』「取り調べた元組員やヤミ金から次々借金した警部」(2012 年 3 月 8 日)。

¹¹ 例えば、『スーパーJ チャンネル』「被災地を狙うヤミ金」テレビ朝日(2012 年 2 月 15 日)など。

図表 2 直近 6 カ月間(2011 年 7 月～12 月)に報道された特徴的なヤミ金融事犯

報道日	掲載新聞	主な被害地域	概要
7/12	上毛新聞	群馬	知人を真似してヤミ金を始めた無職男性を逮捕
7/12	読売新聞	千葉	ヤミ金を兼業した埼玉県の焼き肉店の経営者らを逮捕
7/27	読売新聞	大阪	ヤミ金名簿で教育ローン詐欺を行った業者を逮捕
8/4	読売新聞	大阪	大阪の人気焼き肉店がヤミ金を兼業した疑いで摘発
8/24	神奈川新聞	神奈川	ソフトヤミ金を摘発*
9/29	朝日新聞	大阪	中小企業を中心に貸し付けたヤミ金を摘発
10/5	東京新聞	岩手	中小企業を狙ったヤミ金融の摘発
10/6	北国新聞	石川	小松市を中心に営業していたヤミ金融を摘発
10/13	東京新聞	東京	タクシー運転手を対象にしたヤミ金融を摘発
10/25	東京新聞	東京	多重債務者名簿を使ったヤミ金融の摘発
10/25	北海道新聞	北海道	主婦などに公的給付金を担保に融資した親子を逮捕
10/26	沖縄タイムス	沖縄	ヤミ金容疑で暴力団幹部を逮捕
10/26	産経新聞 (大阪)	岐阜	主に中小企業を狙ったヤミ金融の摘発
11/2	岩手日報	岩手県	被災者支援を装ったヤミ金融による被害が増加傾向
11/3	神奈川新聞	神奈川	名簿に記載された多重債務者を狙ったヤミ金融摘発*
11/8	産経新聞 (大阪)	(不明)	神戸市職員がヤミ金融の業務に加担、逮捕
12/5	産経新聞	東京都	年金受給資格のタクシー運転手に融資するヤミ金摘発
12/2	北海道新聞	北海道	DM 等で積極的に営業したヤミ金融を摘発
12/6	朝日新聞 (大阪)	京都	職場の同僚らに融資した京都市職員をヤミ金として逮捕
12/6	産経新聞 (大阪)	大阪	ヤミ金融を営業した韓国人を摘発

出典: 各種新聞記事。

注意: 概要の欄で「*」を付したヤミ金事犯は本稿(ウ)で詳細を紹介している。

2. 漸増するヤミ金融市場

2.1 アンケートの調査方法

筆者と内田は改正貸金業法が市場に与えた影響を調べるために、貸金業法改正前の 2006 年 5 月に行ったアンケート調査を基点として改正後もアンケート調査を継続することで、法改正前後での資金需要者による債務行動の変遷を分析し、その結果をパーソナルファイナンス学会で報告してきた¹²（2008 年ⁱⁱ、2009 年ⁱⁱⁱ、2010 年^{iv}、そして 2011 年^v）。筆者と内田が行ってきた一連のアンケート調査概要を整理すると以下の通り。

- 調査目的：
 - ・ 資金需要者の債務行動を貸金業法の改正前後で比較する。調査対象として消費者金融の利用者に対しては「消費者金融の利用に関する調査」、ヤミ金融の利用者に対しては「ヤミ金融の利用に関する調査」として実施した。
- 調査期間：
 - ・ 「消費者金融の利用に関する調査」は 2006 年～09 年の各 5 月、そして 2010 年 7 月と 11 年 7 月に実施。
 - ・ 「ヤミ金融の利用に関する調査」は本調査として 2008 年～09 年の各 5 月、そして 2010 年 7 月と 11 年 7 月に実施。本調査とは別に、2010 年 10 月、2011 年 2 月、そして同年 6 月に補足・事前調査を実施。
- 調査方法：
 - ・ インターネットを用いたアンケート調査。
- 調査対象：
 - ・ 実施機関となるインターネット調査会社に登録している 20 歳以上のモニター。

以下では、2011 年 11 月に開催された本学会で発表した最新調査の結果も含め、一連のアンケート調査から浮かび上がってきたヤミ金融市場の実態と拡大プロセスに関して報告する。

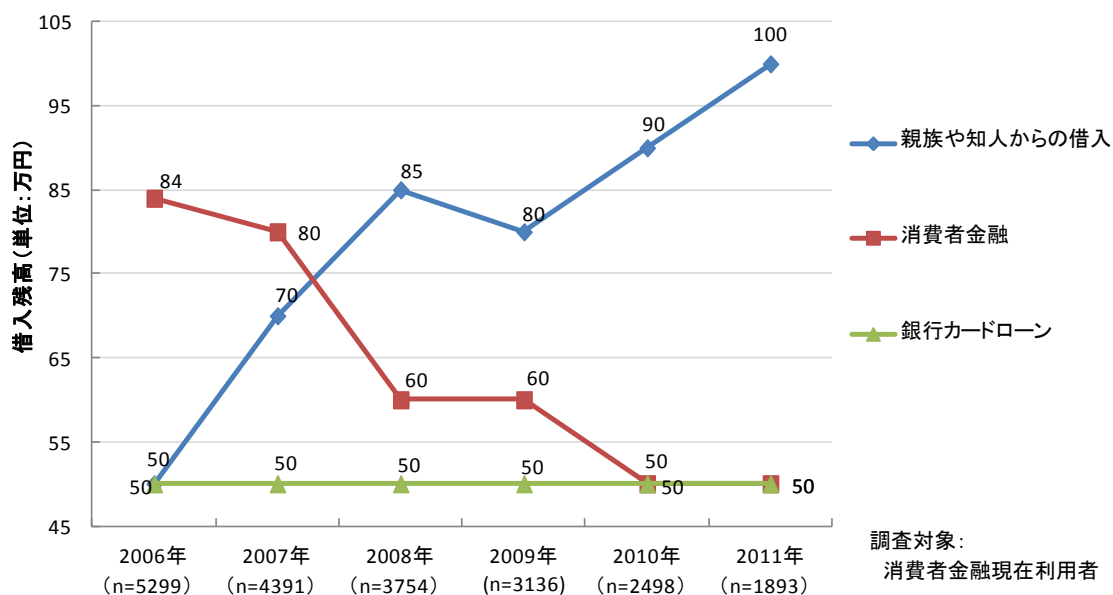
2.2 進行した信用収縮の状況

図表 1 に示した通り、貸付残高と新規成約率は金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」で規制強化へと議論が盛り上がった 06 年春頃から低下し始めた。そこで、資金需要者による債務行動の変化を借入残高の推移から見てみる。図表 3 は消費者金融の現在利用者が保有する「消費者金融」、「銀行のカードローン」、そして「親族や知人」からの借入残高（中

¹² 以下で示す「消費者金融の利用に関する調査」と「ヤミ金融の利用に関する調査」の結果は、パーソナルファイナンス学会（2007 年/第 8 回全国大会～2011 年/第 12 回全国大会の 5 年間）において発表された。

中央値)の推移である。法改正前後で借入残高を比較すると(図表3)、消費者金融会社からの借入は84万円(06年)から50万円(11年)へと下降。一方、法改正後の受け皿として政府が期待していた「銀行のカードローン」の残高が横ばいの中、親族や友人からの借入は50万円(06年)から100万円(11年)に上昇した。

図表3 消費者金融現在利用者による借入残高(中央値)の推移



出典:06年、07年、08年、09年、10年、及び11年「消費者金融の利用に関する調査」

注意:①消費者金融現在利用者による銀行カードローンの現在利用率は31.7%(06年)、32.9%(07年)、33.1%(08年)、31.8%(09年)、34.7%(10年)、36.1%(11年)。同様に親族や知人からの現在借入率は、21.4%(06年)、24.6%(07年)、20.4%(08年)、22.4%(09年)、20.2%(10年)、22.1%(11年)。

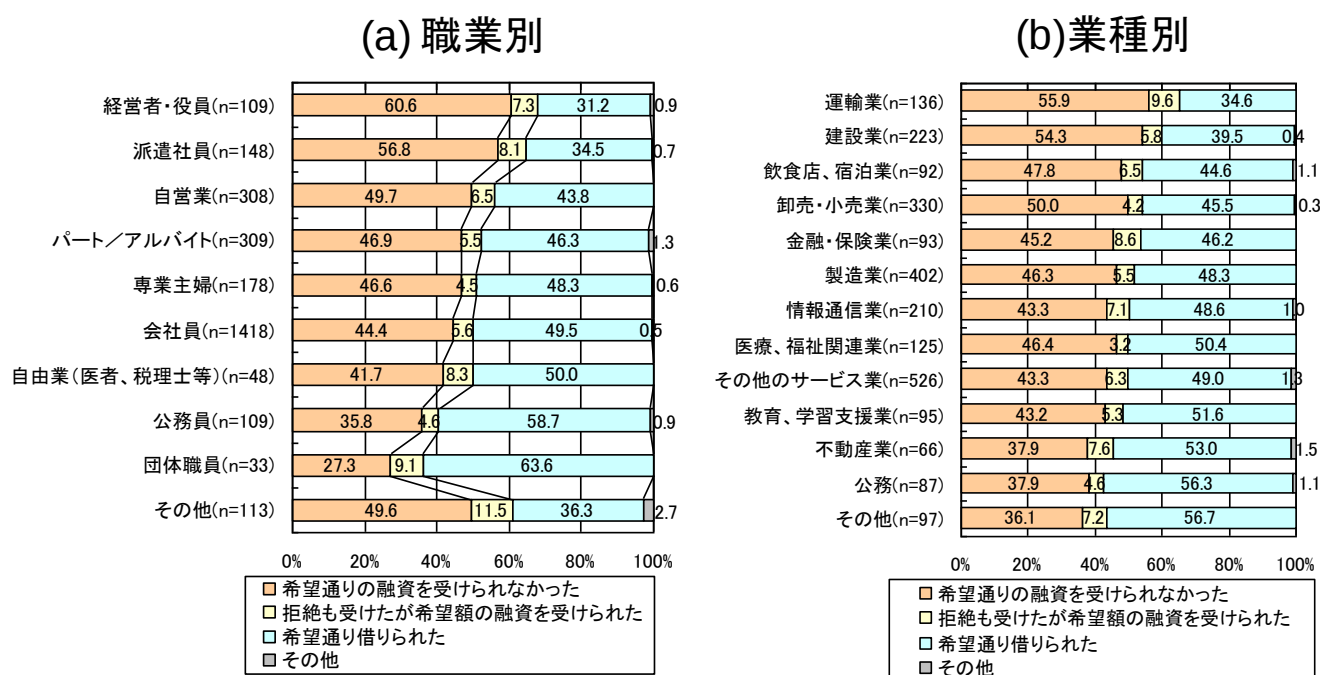
②図中「n」は回答サンプル数、単位は人。以下同様。

また、貸し渋りの影響を受ける人の属性は、信用収縮の段階に応じて変化してきた点が確認された。筆者らはアンケート調査により希望額通りに融資を受けられなかった申込者属性を把握するために、融資諾否で傾向の見られた属性について調べてきた。図表4は信用収縮に伴う貸し渋りの影響が出始めた直後(2007年調査時点)の借入申込の諾否結果である。その結果、法改正の当初、最も特徴的な傾向が確認された属性が就労条件に関する変数であった。職業別で見ると、「経営者・役員」、「派遣社員」、「自営業者」などで希望通りに融資を受けられない割合が高かった(図表4(a))。また、「運輸業」、「建設業」、「飲食店、宿泊業」といった景気変動の影響を受けやすい業種への就労者も同様の傾向が見られた(図表4(b))。同時に従業員規模の小さい会社への就労者ほど資金調達が困難な状況に陥った点も確認された。つまり法改正の初期段階では、利用者の信用力に応じて、先ず収入の不安定な就労者への貸し渋りが進行した。こうした属性への貸し渋りは上限金利引下げの影響と

考えられる。

このように 2007 年から 2008 年にかけて零細事業主の資金繰りの悪化が一気に強まったと考えられる。しかし当時、その影響を伝える報道は極めて少なかった。この背景として、2008 年 8 月のサブプライム危機、翌年 9 月のリーマンショックと国際金融に起因した信用不安が起こり、貸金業法の影響が隠れてしまったと言える。むしろ当時の中小零細企業は法改正により短期つなぎ資金が借入困難な状況に置かれ、景気変動への抵抗力が弱まっていた局面で国際的な信用不安に見舞われたと考えるべきだ。また直近の実証研究の成果として、植杉・内田・小野・小塚・鶴田・君和田（2011）^{vi}も改正貸金業法が零細事業主に悪影響を及ぼしたと指摘している。

図表 4 プロフィール別の成約状況(2007 年 5 月調査時点)



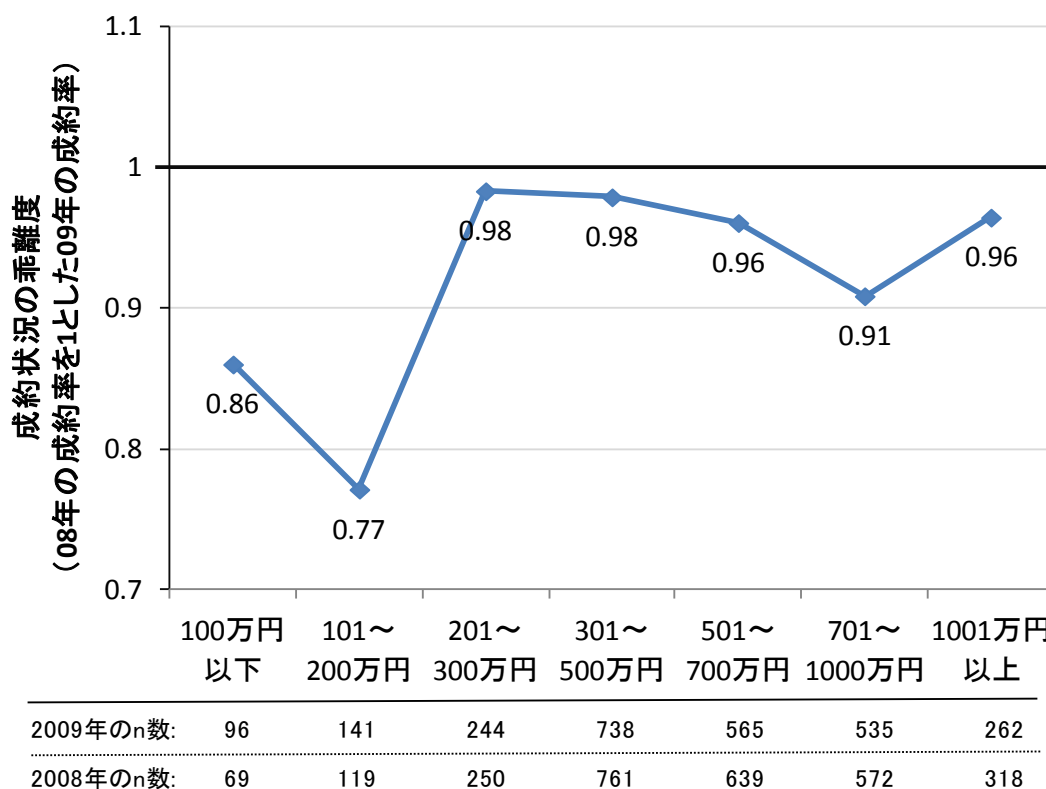
出典：07 年「消費者金融の利用に関する調査」

そして、その後も新規成約率は減少を続けたが、2009 年頃から法改正の初期段階と異なる属性が貸し渋りの影響を受けることとなった。筆者らが行ったアンケート調査の結果を 2008 年と 2009 年で比べると、特に世帯年収で顕著な傾向が示された。図表 5 は直近 1 年間における消費者金融への成約状況を世帯年収階層別に 2008 年と 2009 年で比較したものである（2008 年の成約率を 1 として 2009 年を指数化して示した）。2009 年調査の結果を前年と比較すると、全階層において希望通りに借りられない状況が強まっている。また世帯年収別に見ると、年収が低い階層ほど成約状況が悪化する傾向が見られ、特に世帯年収

「101～200 万円」以下の階層で貸し渋りが強まった。これは貸金業者が貸金業法の完全施行により新たに導入される総量規制への準備として、総量規制に抵触する可能性が高い顧客層に対して、利用者の信用力にかかわらず、審査を一段と厳格化した結果であろう。実際この段階で借入れが困難となった低所得者の過半は、今までに延滞経験のない利用者（信用リスクの低い利用者）層であった。

以上から貸金業法改正後、改正直後の段階においては、上限金利引下げの影響として相対的に信用力の低い層（零細事業主や派遣社員など）が借入困難に見舞われた。次に完全施行を目前に控えた段階においては、たとえ延滞実績のない利用者であっても総量規制への準備として低所得者が借入困難な属性として新たに加わり、低所得者層は一律的に借入困難へと陥った。このように貸金業法の改正から完全施行に至るまで、貸し渋りを受ける利用者の属性は段階的な変遷を遂げてきた。

図表 5 世帯年収別の 2008 年と 2009 年の成約状況の比較
(2008 年の成約率を 1 として指数化し、2009 年の成約率を示した図)



出典:08 年及び 09 年「消費者金融の利用に関する調査」

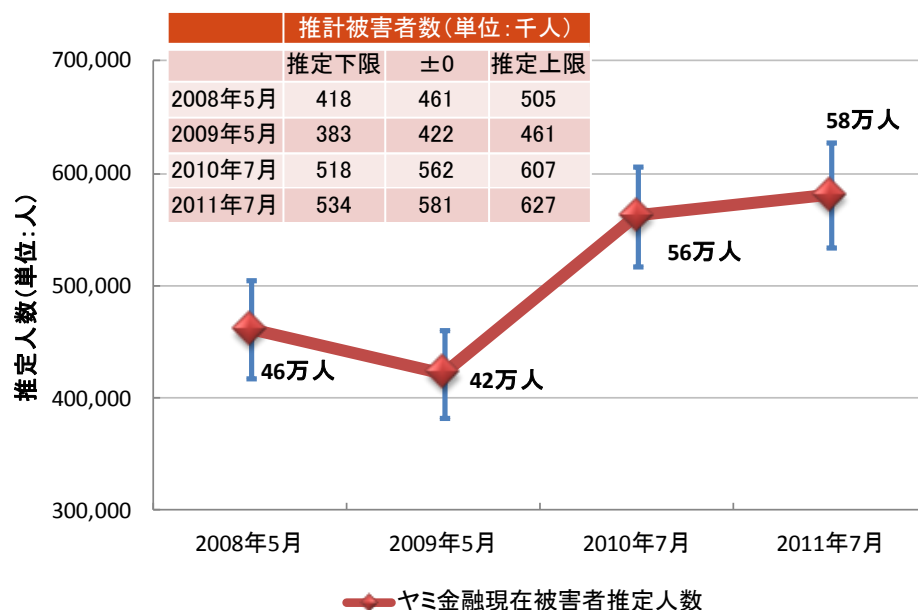
注意:成約状況として 08 年と 09 年調査で、世帯年収の階層別に「直近 1 年間の消費者金融へ申し込んだ」経験と「希望通りに借りられた」経験を尋ねた。これらの経験者数を集計して成約率を計算した。そして比較のために、各階層別に 08 年の成約率を分母、09 年の成約率を分子として計算した。

2.3 ヤミ金融市場の現状

2.3.1 漸増するヤミ金融利用者

法改正が議論されていた 2006 年当時、金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」の議事録を読むと、各委員は貸金市場への規制強化による資金需要者への影響（特に借入困難者がヤミ金融に流れる可能性）は軽微と想定していた。しかしながら、法改正直後の 2007 年頃からマスコミでも法改正による信用収縮の副作用として、借入困難者がヤミ金融に流れる動きを報道し始めた¹³。実際ヤミ金融の利用者は増加傾向にある。金融庁が 2010 年 4 月から継続的に行う利用者調査^{vii}や大阪府が 2009 年と 2010 年に行った利用者調査^{viii}でも、ヤミ金融利用者の増加傾向が示された。特に大阪府では完全施行以降「再チャレンジ支援プラザ」を開設するなど借金問題を抱える府民への相談体制を強化してきたが、報道によると 2011 年は大阪府に寄せられるヤミ金融に関する相談が前年に比べ 3 倍に増加するなど法改正の影響が顕著に出始めている¹⁴。一方で金融庁がヤミ金融被害の実態を一貫して過小視する立場を取っている姿勢を批判する報道も散見され始めている¹⁵。

図表 6 ヤミ金融の現在被害者（現在利用者）数の推移（推定値）



出典：08 年 5 月、09 年 5 月、10 年 7 月及び 11 年 7 月「ヤミ金融の利用に関する調査」

注意：①推計で用いたアンケート調査のサンプル数は 82551 人(08 年)、93760 人(09 年)、93787 人(10 年)、88,968 人(11 年)。②基礎データとして「住民基本台帳」を用いて推計。③推定幅は 95%信頼区間。

¹³ 例えば、『クローズアップ現代』「消費者金融・異変アリ ～グレーゾーン金利撤廃の波紋～」NHK（2007 年 10 月 30 日）など。

¹⁴ 例えば、『読売新聞（大阪）』「多重債務の相談急増」（2012 年 3 月 14 日）。

¹⁵ 例えば、『週刊ダイヤモンド』「最新データが示す金融庁の失政」ダイヤモンド社（2011 年 11 月 5 日）、『ビートたけしの TV タックル』「死刑制度存続で亀井&三宅がガチンコバトル!!」テレビ朝日（2011 年 10 月 24 日）など。

そこで筆者らはアンケート調査から、ヤミ金融の現在被害者（現在利用者）数を推計した。推計値の結果を図表 6 に示す。図表 6 によると、ヤミ金融の利用者数は 42 万人（09 年）から 58 万人（11 年）に増加した。ただし図表 3 で見た通り、信用収縮の影響により親族や友人からの借入は急増傾向であるのに対して、ヤミ金融の利用者数は漸増傾向である。筆者は当初、正規の貸金市場の縮小と非正規のヤミ金融市場の拡大が市場への規制強化により連動すると想定していた。しかしながら、両者にはリアルタイムな連動性が見られず、何らかの要因によりタイムラグを有する可能性が示唆される。正規の市場で貸し渋りを受けた資金需要者が年数を経過してから非正規の市場へ流入するパターンに関しては、3 章で仮説を提示しながら議論を深めたい。

なお、上記ではヤミ金融の現在被害者（現在利用者）数を推計した。これは調査時点でヤミ金融からの借入残高を有する人数である。ただし後述する通り、ヤミ金融からの借入は消費者金融や親族・友人からの借入と異なり、大半の借入期間は 1 ヶ月以内であるため、直近 1 年以内でのヤミ金融からの借入経験者数は上記推計値を上回ると考えるべきである。

2.3.2 ヤミ金融の利用実態

2000 年の出資法改正に伴う上限金利の 40.004% から 29.2% への引き下げにより、中小貸金業者を中心に市場からの撤退が促され信用収縮を生じた。その結果、借りられなくなった資金需要者が発生し、2002 年頃よりその受け皿としてヤミ金融が跋扈し社会問題となった。その後、ヤミ金融の凶悪性は徐々にエスカレートし、大阪府八尾市で 2003 年 6 月、清掃作業員の老夫婦がヤミ金融業者の取り立てを苦に心中した事件に象徴されるように、資金需要のない一般市民に無理やり貸し付ける、いわゆる「押し貸し」専門のヤミ金融が横行するまでに至った。「押し貸し」は金融行為とは言えず、むしろ詐欺行為に相当する。その後、2003 年夏にヤミ金融対策法が国会で制定されたことを受けてヤミ金融犯罪は一時的に沈静化へ向かった。

余談になるが 2003 年夏以降、「オレオレ詐欺」から始まる一連の振り込め詐欺事件が急増した。その背景としてヤミ金融の組織が振り込め詐欺に移行したという指摘がマスコミで報道された¹⁶。これら報道によると、当時のヤミ金融組織は「押し貸し」という悪質な手法を振り込め詐欺に転用し、犯罪組織として詐欺分野で生きながらえた。

本論に戻るが、その後「押し貸し」や「脅迫的な取り立て」を行う犯罪性の高いヤミ金融事件は減少する一方で、いわゆる「ソフトヤミ金融」と呼ばれる手法を用いたヤミ金融

¹⁶ 例えば、振り込め詐欺容疑者に関する代表的な報道として以下の 2 つが挙げられる。

- ・『日本経済新聞』「振り込め詐欺組織 ヤミ金融から移行」（2005 年 3 月 12 日）
 - － 摘発された詐欺組織はヤミ金融への取り締まり強化を受け、2003 年 3 月頃から振り込め詐欺に移行していた。
- ・『朝日新聞』「振り込め詐欺 容疑者像」（2009 年 5 月 6 日）
 - － 神奈川県警が摘発した元・振り込め詐欺組織のリーダーは、ヤミ金の営業が不振になって振り込め詐欺に移った後、約 2 億円を荒稼ぎした後、足を洗った。

が横行したことで事件として表面化する機会が減った。同時に先述した通り、今日のヤミ金融市場は正規の貸金業者から借りられなくなった資金需要者を吸収する格好で漸増している。そこで、筆者らは潜在化したヤミ金融の一端を知るためにヤミ金融被害者（利用者）にアンケート調査を行いヤミ金融業者との約定の実態を調べた。

調査の結果、金利や借入期間といった要素を比較すると、ヤミ金融との取引慣行が消費者金融の商品性と著しく異なる可能性が示された。図表 7 はヤミ金融からの借入額と借入期間を、完済したヤミ金融被害者のサンプルから集計した結果である。図表 7 に示す通り、ヤミ金融からの借入額は 10 万円（中央値）、借入期間は 10 日間（中央値）である。消費者金融からの借入額は 50 万円（中央値）、借入期間は 2 年間（中央値）であった。つまり、消費者金融の利用者はリボルビング機能を使うことで、資金需要に応じて借入と返済を併用しながら、一定の与信枠（中央値で 50 万円）で中長期的な返済計画（中央値で 2 年間）の下で完済する。一方で、ヤミ金融の約定形態は古典的な証書貸し付けの商品性に近い。借入残高は小額（中央値で 10 万円）であり、返済期間も極めて短く（中央値で 10 日間）、ヤミ金融の返済パターンは著しく柔軟性を欠いている。

図表 7 ヤミ金融からの借入額(中央値)と借入期間(中央値)

	借入額	借入期間
ヤミ金融からの借入	100,000 円 (n=304)	10 日 (n=86)
【参考値】 消費者金融からの借入	500,000 円 (n=5032)	24 カ月 (n=5071)

出典: ヤミ金融からの借入期間は 11 年 6 月「ヤミ金融の利用に関する調査(事前調査)」。ヤミ金融からの借入額は 11 年 7 月「ヤミ金融の利用に関する調査」。

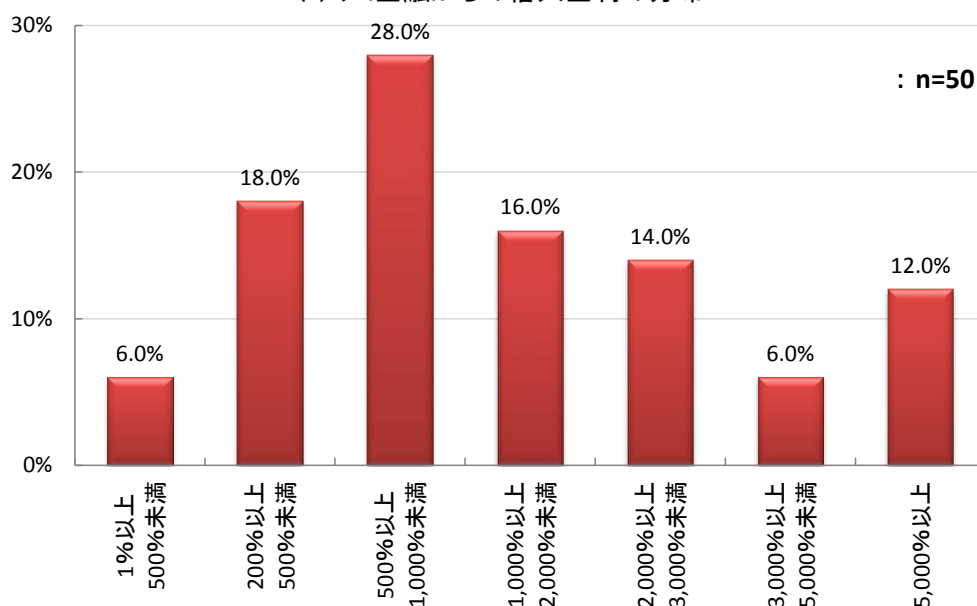
注意: ①「ヤミ金融からの借入」は直近 3 年間にヤミ金融を利用した完済者の集計値。

②参考値「消費者金融からの借入」は消費者金融を利用した完済者の集計値であり、2007 年 5 月に実施された消費者金融利用に関する調査の結果。詳細は堂下、内田「消費者ローン現在利用者の時系列変化に関する分析」『2008 年 パーソナルファイナンス学会年報 No.9』、パーソナルファイナンス学会(2009 年 10 月)を参照。

また、ヤミ金融市場での借入期間が短い理由として、①上限金利が大幅に引き下げられたことで小額短期融資が実質的に与信不能となり、ヤミ金融が小額短期融資の代替機能として市場を拡大している、②ヤミ金融業者は摘発を恐れて融資の早期回収をはかっている、③金利負担が大きいため利用者は早期弁済を急ぐ、などが挙げられる。そこでヤミ金融利用者へのアンケート結果から得られた借入金利を集計した（図表 8）。集計に当たり借入期間 2～30 日のサンプルのみを分析対象とした（理由は後述する）。図表 8(a)はヤミ金融の借入金利（年利）を集計し、その分布を示した図である。ヤミ金融へ支払った金利（年利）は平均値で 2269%、中央値で 913%と集計された（図表 8(b)）。これら集計値は我が国の上

限金利（年利）である 15%～20%を大きく上回る高金利である。ヤミ金融業者が債務者に極めて高い金利を要求する実態を改めて窺い知ることができる。

図表 8 ヤミ金融からの借入金利(年利)
(a)ヤミ金融からの借入金利の分布



(b) ヤミ金融からの借入金利の平均値と中央値

n	平均値 (単位: %/年)	中央値 (単位: %/年)
50	2269%	913%

出典: 11 年 6 月「ヤミ金融の利用に関する調査(事前調査)」

注意: ①集計サンプルは直近 3 年間にヤミ金融を利用したヤミ金融完済者に限定。

②集計したサンプルは借入期間 2～30 日に限定。

2.3.3 ヤミ金融市場における金利決定メカニズム

筆者らはヤミ金融からの借入における約定金利を決定する要因を導いた。金利を決定する要因として借入期間と元本に注目し以下の仮説を用意して、直近 3 年間にヤミ金融を利用したヤミ金融完済者に対して、ヤミ金融からの直近の借入れにおける「元本」、「借入期間」、そして「返済総額」をアンケート調査で質問し、その集計結果から約定金利を推計した。アンケートの設問で直接、ヤミ金融被害者に約定金利を尋ねなかった理由として、ヤミ金融被害者の中には正しく自分の約定金利を理解していないケースが散見されるためである。2011 年の本調査の前に筆者らは事前調査を行い、ヤミ金融被害者に対して約定金利をアンケートの設問で直接尋ねた。ところが後日行ったヒアリング調査では、例えば「ト

二（10日間で2割の金利。年利730%）」のヤミ金融を利用しているにもかかわらず、年利換算で金利を尋ねたアンケートの設問に対して「年利20%」と回答していたケースなどが確認された。そこで本調査では回答者に「借入期間」、「元本」、「返済総額」を尋ね、それら集計値から「約定金利」を逆算する方式を採用した。そして以下の仮説に基づき、逆算された「約定金利」を「借入期間」と「元本」で予測する式を求めた。

- 仮説：ヤミ金融市場の約定金利（ Y ）は借入期間（ X_1 ）と元本（ X_2 ）で決まる。
- 目的変数 Y ……約定金利（単位：%（年利））
- 説明変数 1 X_1 ……借入期間（単位：日）。ただし推計で有効な期間は2～30日
- 説明変数 2 X_2 ……元本（単位：円）

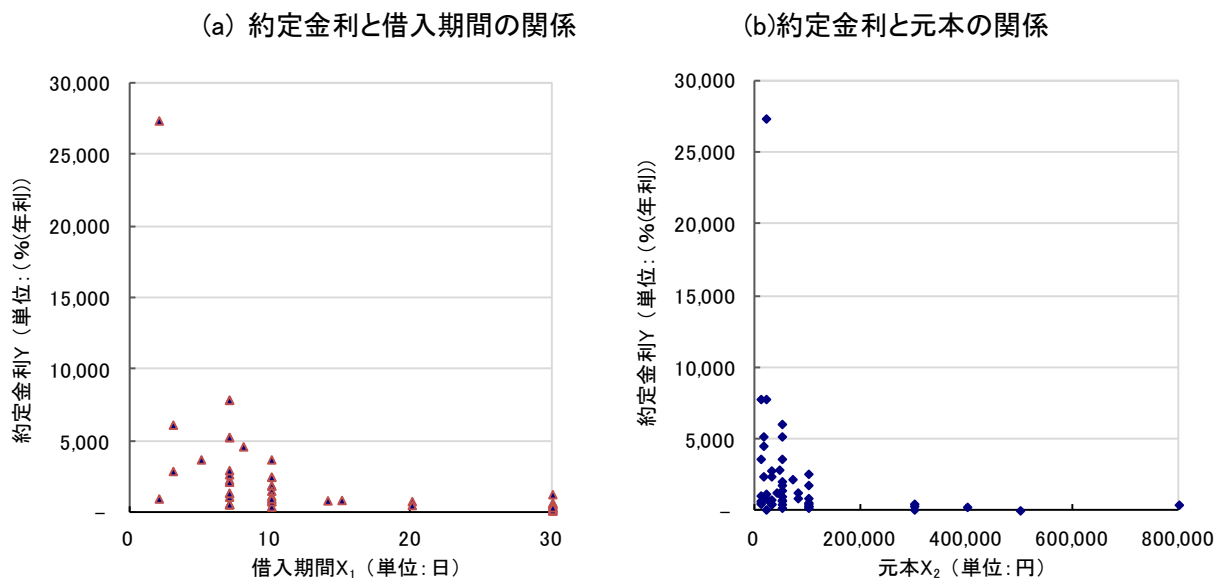
ここで筆者らはヤミ金融市場の約定金利を推計するに際して、分析対象とする借入期間を2～30日とした。この理由として以下の2点が挙げられる。

- ① 事前に行ったヒアリング調査では借入期間が半日の事例が存在した¹⁷。この場合アンケートの設計上、借入期間が1日のサンプルと判別が不能となる。そこで、アンケートの設問構成を簡約化するため、借入期間が1日以下のサンプルを除外した。
- ② 契約した借入期間で返済ができなかった場合、債務者は残金をヤミ金融に複数回に渡り返済するケースがある。この場合、金利計算が複雑となり、誤差を生じる可能性が高まるため、30日超のサンプルを除外した。

先ず上記の仮説に基づき目的変数と各説明変数の関係を知るために散布図を描いた。図表9(a)は約定金利（ Y ）と借入期間（ X_1 ）の関係、図表9(b)は約定金利（ Y ）と元本（ X_2 ）の関係を示した散布図である。図表9(a)によると、約定金利（ Y ）は借入期間（ X_1 ）のゼロ近似付近で急上昇する傾向が見られる。同様に図表9(b)によると、約定金利（ Y ）は元本（ X_2 ）のゼロ近似付近で急上昇する傾向が見られる。そこで約定金利（ Y ）を対数変換した値を目的変数、借入期間（ X_1 ）と元本（ X_2 ）を説明変数とする重回帰分析を行った。その結果を示すと図表10の通り。

¹⁷ いわゆる「カラス金」と呼ばれる貸付慣行に近い。筆者が確認した事例では、利用者はタクシー運転手、寿司店店主など。

図表 9 約定金利(Y)と借入期間(X₁)または元本(X₂)の関係



出典: 11 年 6 月「ヤミ金融の利用に関する調査(事前調査)」

注意: ①集計サンプルは直近 3 年間にヤミ金融を利用したヤミ金融完済者に限定 (n=50)。

②集計したサンプルは借入期間 2~30 日に限定。

図表 10 回帰分析の結果

(a) 回帰統計		(b)説明変数に関する統計値				
決定係数 R ²	0.541		係数	標準誤差	t 値	P 値
自由度調整済み決定係数 R ²	0.522	切片	8.20	0.204	40.2	4.67E-38
標本数(n)	50 人	借入期間(日)	-0.0736	0.0126	-5.86	4.36E-07
		元本(円)	-2.26E-06	8.53E-07	-2.65	0.0109

出典: 11 年 6 月「ヤミ金融の利用に関する調査(事前調査)」及び 11 年 7 月「ヤミ金融の利用に関する調査」

注意: ①集計サンプルは直近 3 年間にヤミ金融を利用したヤミ金融完済者に限定 (n=50)。

②集計したサンプルは借入期間 2~30 日に限定する。

得られた回帰式は以下に示す通り (式 (1))。

$$\ln Y = -0.0736 * X_1 - 2.26 * 10^{-6} * X_2 + 8.20 \quad \dots\dots\dots (式 1)$$

$$\begin{cases} Y \dots\dots \text{約定金利(単位: \% (年利))} \\ X_1 \dots\dots \text{借入期間(単位: 日)。ただし推計で有効な期間は 2~30 日} \\ X_2 \dots\dots \text{元本(単位: 円)} \end{cases}$$

上記の回帰分析の結果 (図表 10)、自由度調整済み決定係数 R² は 0.5 を上回ることから (式 1) は予測式としてほぼ良好であると言える。また説明変数の統計値を見ると、X₁ と X₂ の t 値は両方とも説明力のある変数である。さらに X₁ と X₂ の t 値の絶対値を比較する

と、 X_1 は X_2 よりも大きいことから、(式 1) において約定金利 (Y) を説明する変数として借入期間 (X_1) は元本 (X_2) よりも相対的に説明力の強い変数であると言える。つまり、ヤミ金融市場において約定金利は元本よりも借入期間が相対的に強く影響を受けていると考えられる。

そこで、上記 (式 1) を使って推定されるヤミ金融市場における標準的な約定金利を元本と借入期間から算出した (図表 11)。図表 11 によると、約定金利は借入期間が短いほど、元本が少額になるほど高金利となる傾向を強め、1 万円を 7 日間借り入れた際の金利は年利 2143% (4,110 円の利息) となる。一方で 30 万円を 21 日間借り入れた際の金利は年利 396% (68,351 円の利息) となる。かつてヤミ金融の代表的な約定形態であったトイチ (10 日で 1 割の貸付け) の金利は年利 365% である。今回、何れのケースもトイチの金利を上回る超高金利であることから、今日のヤミ金融被害による損失の大きさを理解できる。

図表 11 借入期間と元本から推計されるヤミ金融市場における約定金利(年利)

	借入内容	元本		
		¥10,000	¥100,000	¥300,000
借入期間	7 日	2144%	1749%	1112%
	10 日	1719%	1402%	891%
	14 日	1280%	1044%	664%
	21 日	764%	623%	396%

出典:筆者作成

注意:上記の(式 1)より算出。

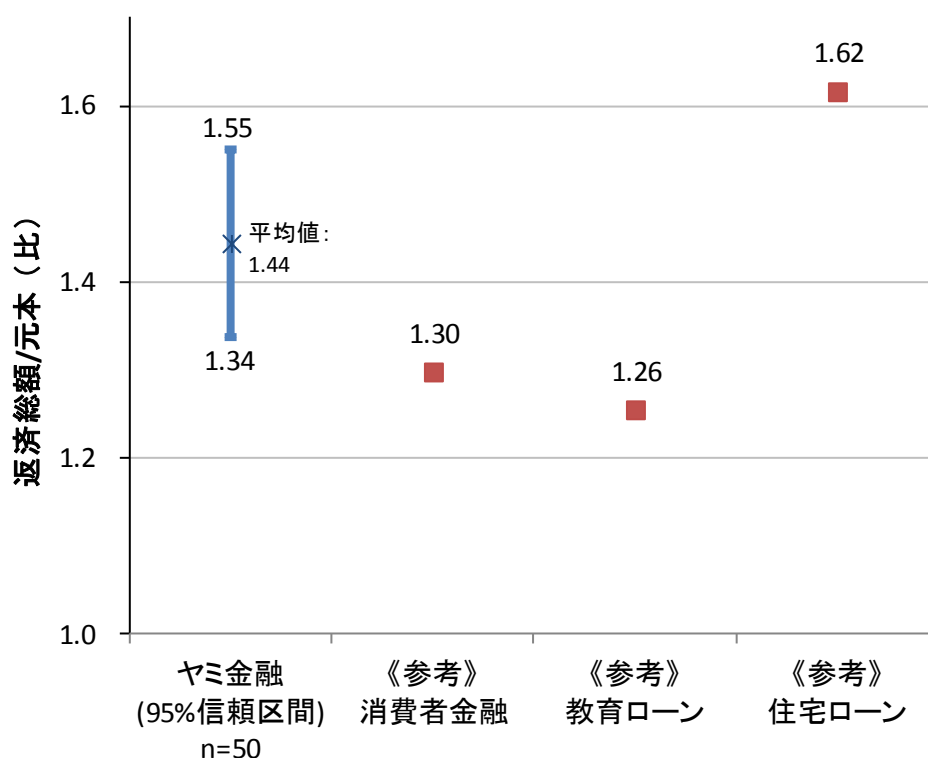
2.3.4 ヤミ金融市場における約定金利の特徴

上記の結果より、ヤミ金融市場における金利は主に借入期間と元本で決定される可能性が示された。そして「ヤミ金融のソフト化」と言われているものの、推計される金利は著しく高く、ヤミ金融利用者は大きな負担を強いられている実態を窺い知ることが出来た。一方でヤミ金融からの借入が高金利であるにも拘らず、ヤミ金融の被害者は金利負担に関して正しく認識していない可能性がある。そこでヤミ金融の被害者がヤミ金融業者から借り入れた元本と返済総額に注目して、ヤミ金融被害者がヤミ金融への返済の負担感を過小に認知する心理的要因を検証したい。

先ず (式 1) を推計するにあたり利用したサンプルを用いて、直近 3 年間におけるヤミ金融利用者 (被害者) がヤミ金融業者に支払った返済総額と元本 (借入額) から、その比 (返済総額/元本) を集計した (図表 12)。図表 12 に示す通り、ヤミ金融の「返済総額/元本」の比は平均値で 1.44 (1 万円を借りた場合、支払った返済総額は 1.44 万円)、95%信頼区間で 1.34~1.55 (1 万円を借りた場合、支払った返済総額は 1.34 万円~1.55 万円) となった。

この比の大きさを比較するために、図表 12 に参考として試算した金融商品の「返済総額/元本」の比を併せて示すと、消費者金融（年利：17.8%、借入期間：3 年）で 1.30、教育ローン（同：4.7%、同：10 年）で 1.26、住宅ローン（同：3%、同：35 年）で 1.62 となった。「返済総額/元本」の比を比較すると、ヤミ金融からの借入に伴うコストは他の金融商品の比と乖離がない。当然、金利換算するとヤミ金融への借入コストは年利数百～数千%という暴力的な水準となるが、時間軸を無視して利息を負担の絶対額として捉えると、一般的な金融商品と大きな差異は見られない。

図表 12 ヤミ金融被害における返済総額と元本の比（平均値と 95%信頼区間）



出典: 11 年 6 月「ヤミ金融の利用に関する調査(事前調査)」

注意: ①《参考》データを算出するにあたり、消費者金融(金利: 17.8%、借入期間: 3 年)、教育ローン(同: 4.7%、同: 10 年)、住宅ローン(同: 3%(固定金利)、同: 35 年)という条件を用いた。

②集計サンプルは直近 3 年間にヤミ金融を利用したヤミ金融完済者に限定した上で、さらに借入期間 2～30 日に限定。

実際、筆者が行ったインタビュー調査でも、一部のヤミ金融被害者は「業者から暴利を取られた」と意識していないケースが散見された。医療費や事業資金といった突発的な資金需要に遭遇したケースを除くと、特に双曲割引¹⁸の高い資金需要者が借り入れるケース^{ix}

¹⁸ 双曲割引 (hyperbolic discounting) の高い人ほど経済活動において現在偏重型選好や衝動的行動といった行動様式をとる傾向が強い。したがって双曲割引の高い資金需要者の金銭管理能力は低いと言える。

において、返済コストを時間軸の伴う金利概念でなく、返済総額と元本の比で単純に評価していると考えられる。先述したヤミ金融による約定金利の予測式（式 1）における t 値の比較から、約定金利は相対的に元本よりも借入期間に強く影響を受けると指摘したが、突発的な資金需要である医療費や事業資金のケースと異なり、双曲割引の高い資金需要者はヤミ金融からの借入コストを時間軸の伴う金利で評価する能力が未熟なため、ヤミ金融からの借入を繰り返しても、被害意識を認識することなく反復継続的にヤミ金融被害に陥っている可能性が示される。先行する実証研究でも^x、こうした双曲割引の高い資金需要者による一連の行動は裏付けられている。またヤミ金融被害者にインタビュー調査を行うと、自分がヤミ金融から借り入れている金利を把握できていない被験者と度々遭遇する。こうした被験者に対して、筆者が正確に年利換算した金利を示すと、当該ヤミ金融被害者は様に自分が交わした約定金利の高さに驚く。こうした一部資金需要者によるヤミ金融被害は事件として顕在化し難く、ヤミ金融が社会に深く潜行する要因の一つとなっている。なお、金銭管理能力の低い資金需要者（熟慮性を欠く資金需要者）がカード現金化を利用する傾向が強い点に関しては後で述べる。

2.4 偽装ヤミ金融であるカード現金化の実態

警察が 2011 年 8 月にカード現金化業者を実質的なヤミ金融として初めて摘発したものの、繁華街やネット上では今なお「カードで現金」という広告が目立つ。カード現金化¹⁹とは摘発されるまで「偽装ヤミ金融」とマスコミで指摘されながらも野放しにされ、繁華街やネット上で堂々と営業活動していた。このため 2006 年法改正ではカード現金化は借入困難に苦しむ人々にとって資金調達の新たな受け皿として機能してきた。カード現金化の跋扈こそ今回の法改正によって生じたヤミ金融被害の特徴の一つと言える。

同じ消費者信用市場にあるにも拘わらず、カード現金化で悪用されるクレジットカードのショッピング枠が改正貸金業法の厳格な規制を免れた理由として、日本ではキャッシング機能は貸金業法（主管は金融庁）、ショッピング機能は割賦販売法（主管は経済産業省）、と異なる役所の異なる法律で規制されている点が挙げられる。偽装ヤミ金融はこうした制度の不備を突いて成長してきた。2010 年 2 月の金融庁・貸金業 PT 事務局会議²⁰に参考人として招聘された中小企業経営者も「ヤミ金からの DM や FAX を見ると、単純に『お金を貸す』ヤミ金よりも、『カードで現金化します』というヤミ金が増えきたように実感する」と証言していた。

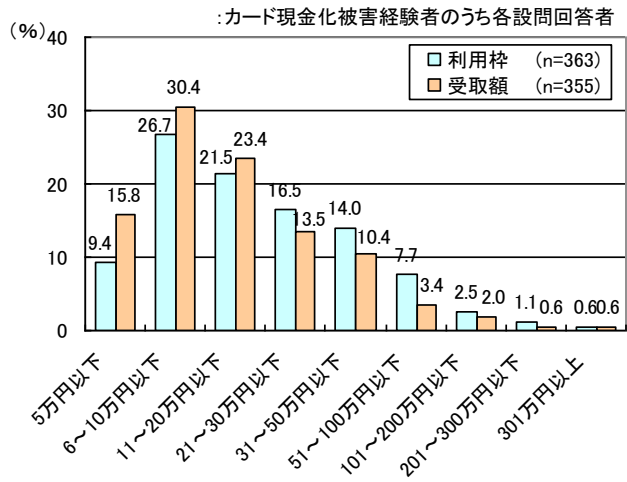
そこで筆者らはカード現金化の利用実態を探るためにアンケート調査を利用者に行った。まずカード現金化の被害実態を知るためにカード現金化の利用コストを集計した。カード

¹⁹ 業者からの指示に従い商品をクレジットカードのショッピング枠で購入し、それを当該業者に売ること
で換金する疑似金融行為。またキャッシュバックを偽装したタイプも存在する。必ずしも違法なビジネス
ではない。

²⁰ 正式名称は金融庁「貸金業制度に関するプロジェクトチーム」事務局会議（2010 年 2 月 18 日に開催）。

現金化の利用時に使用したショッピング枠の利用額と受取額の分布は図表 13(a) の通り。集計結果として、カード現金化の利用枠は平均値で 35 万円、中央値で 20 万円、一方で受取額は平均値で 24 万円、中央値で 13 万円となり、手数料（利用枠－受取額）は平均値で 11 万円、中央値で 5 万円であった（図表 13(b)）。仮に全て翌月払いとして受取額と手数料の中央値より金利に換算すると、462%となり、利息制限法で定められた金利を大幅に超える。

図表 13 カード現金化で使った利用枠と業者からの受取額
(a)分布 (b)平均値と中央値

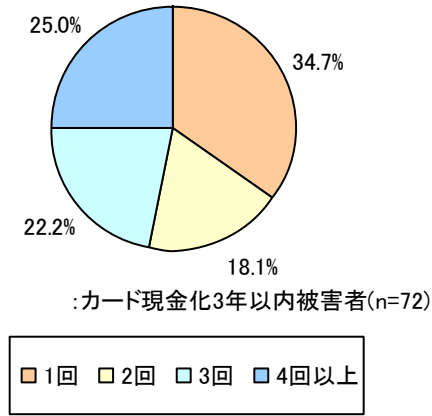


	n	平均値 (単位:万円)	中央値 (単位:万円)
利用枠	363	35	20
受取額	355	24	13
手数料(利用枠－受取額)	317	11	5

※「利用枠」には複数回払いで発生する金利は含めていない。

出典:11 年 7 月「ヤミ金融の利用に関する調査」

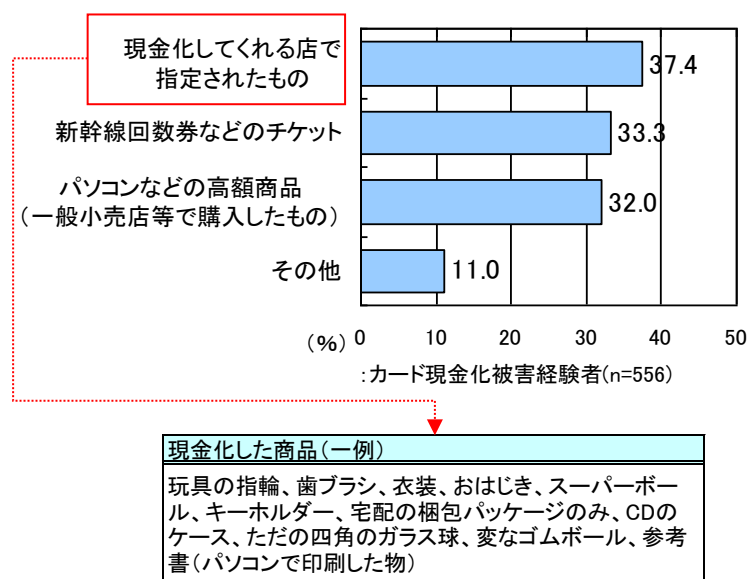
図表 14 カード現金化の利用(被害)回数



出典: 11 年 6 月「ヤミ金融の利用に関する調査(事前調査)」
注意:直近 3 年間にカード現金化業者を利用した完済者の集計値。

また、利用頻度を調べた結果を図表 14 に示す。図表 14 より、3 年以内被害者の被害回数として、「1 回」が 34.7%、複数回利用したことがある人が 65.3% となった。さらにカード現金化の被害者に現金化に際して利用した換金物を尋ねた。図表 15 によると、「現金化してくれる店で指定されたもの」が 34.7% と最も多く、その大半は「玩具の指輪」、「ビー玉」など無価値の商品であった。

図表 15 カード現金化の際に用いた換金物



出典: 10 年 10 月「ヤミ金融の利用に関する調査(補足調査)」

注意: 複数回答

今日「カード現金化商法」の摘発が進む一方で、別形態の新たな偽装ヤミ金融も進化している。利用者調査でも「金貨現金化商法」や「エアコン貸金商法」といった新種のヤミ金融被害が散見される。2006 年法改正以降に新聞報道された偽装ヤミ金融の事例を図表 16 にまとめた。図表 16 は筆者が偽装ヤミ金融に関する記事を収拾できた範囲に留まるが、偽装ヤミ金融の利用者は都市部よりも地方に偏在している可能性がある。

筆者らの調査でも、地域別にみるとヤミ金融からの借入率とカード現金化業者の利用率の間に逆相関が見られた。顕著な傾向の一例として、大阪ではヤミ金融からの借入率が高くカード現金化の利用率は低い、逆に北海道ではカード現金化業者の利用率が高くヤミ金融の利用率は低い。ヤミ金融が跋扈しやすい風土をもつ大阪では、ヤミ金融が既に地域社会へ浸透している可能性が危惧される(筆者のインタビュー調査でも、大阪の零細事業主がヤミ金融業者に対して金利を「値切る」ケースも散見された)。一方で景気低迷が著しい北海道では、ヤミ金融も貸し倒れを恐れて営業を控えたことで偽装ヤミ金融がその代替と

して成長した可能性が考えられる。また、北海道では東京や大阪のような都市部と異なり金券ショップが近隣に存在せず、資金需要者自らがショッピング枠を現金化する機会に恵まれないため、カード現金化業者に依存する傾向が強まったとも考えられる。

図表 16 2006 年法改正以降、新聞で報道された新たな偽装ヤミ金融の例(カード現金化を除く)

報道期日	新聞	記事タイトル	内容(新たな偽装ヤミ金融)
09 年 12 月 24 日	琉球新報	違法金利で融資	「宝石売買」を偽装したヤミ金融の摘発
10 年 9 月 14 日	読売新聞	「金貨すぐ現金化」注意	「金貨売買」を偽装したヤミ金融の摘発
10 年 10 月 20 日	埼玉新聞	車担保 高利貸し容疑	「車担保融資」を偽装したヤミ金融の摘発
10 年 10 月 31 日	北海道新聞	通帳担保 生活保護費も	「家具リース」を偽装したヤミ金融の摘発
10 年 12 月 10 日	公明新聞	「現金化」利用、200 万人	「レンタルエアコン」を偽装した手口紹介
11 年 2 月 2 日	長崎新聞	県警摘発、広域ヤミ金被害	「電子マネー」を偽装したヤミ金融の摘発
11 年 10 月 5 日	琉球新報	水晶玉装い高金利貸し付け	「水晶玉売買」を偽装したヤミ金融の摘発
12 年 2 月 27 日	大分合同新聞	地金販売装い違法高金利	「地金販売」を偽装したヤミ金融の摘発
12 年 2 月 28 日	埼玉新聞	車担保に超高金利	「自動車リース」を偽装したヤミ金融の摘発
12 年 3 月 1 日	中日新聞	質店装い最大 95%の高利貸し	「質屋」を偽装したヤミ金融の摘発

出典:各種新聞記事

2.5 ヤミ金融被害者（利用者）の属性分析

ヤミ金融被害者（利用者）の属性をアンケート調査で調べた。2011 年調査で、直近 1 年間でヤミ金融を利用した回答者を抽出し、その年齢と性別の構成比を整理すると図表 17 の通り。集計に当たり、カード現金化に代表される偽装ヤミ金融のみの利用者（被害者）を除外した。その結果、男性は 76.8%、女性は 23.2%となり、男性が全被害者の 3/4 を超えていることが分かった。また、年齢構成では被害者は「40 代」と「50 代以上」に多く分布し、男女別に分けると最も多いのが「男性 50 代以上」の 27.1%、続いて「男性 40 代」の 26.1%となった（図表 17）。また、参考として直近 1 年間で消費者金融を利用した層における年齢と性別の構成比も示した（図表 17）。消費者金融利用者はライフサイクル上、生活費や教育費等の支出が増える 30 代～40 代で集中している。一方、ヤミ金融被害者は消費者金融の利用者と比べ、相対的に高齢者世代（50 代以上）で多い点が注目される。高齢者の年金を担保に融資するヤミ金融の犯罪が後を絶えない現実を考えると、高齢者の資金需要に対して何らかの柔軟な対応策が必要であろう。

また近年、ヤミ金融被害者の属性にも変化が見られる。法改正の初期段階で正規の貸金業者から融資を受け難くなった属性の資金需要者が、今日ヤミ金融市場へ流れている傾向

が確認される。中でもヤミ金融被害者（利用者）に占める零細事業主²¹は増加基調にある。筆者らが 2009 年に行った調査でも、零細事業主は 2007 年頃から借入が困難となり、この頃より特に短期つなぎ資金の調達に支障をきたすようになった。2008 年調査の時点では、ヤミ金融被害者に占める零細事業主の割合は 14%と、消費者金融の利用者に占める割合とほぼ同程度であった。しかしながら 2009 年調査以降、ヤミ金融被害者に占める零細事業主の割合は増加基調を示し、現状 25%程度に達した。こうした傾向は正規の貸金業者から短期つなぎ資金を中心に調達困難となった利用者が近年、ヤミ金融市場に流入している可能性を裏付ける。

図表 17 ヤミ金融(除く偽装ヤミ金融)の被害者の属性

n=306	20 代	30 代	40 代	50 代以上	計
男性	6.2%	17.3%	26.1%	27.1%	76.8%
女性	3.9%	7.5%	7.8%	3.9%	23.2%
計	10.1%	24.8%	34.0%	31.0%	100.0%

《参考》消費者金融の利用者属性

n=1893	20 代	30 代	40 代	50 代以上	計
男性	5.2%	22.1%	28.3%	19.9%	75.4%
女性	4.8%	9.5%	7.0%	3.2%	24.6%
計	10.0%	31.6%	35.3%	23.1%	100.0%

出典：11 年 7 月「ヤミ金融の利用に関する調査」。なお、《参考》データは 11 年「消費者金融の利用に関する調査」

注意：①上記表において属性の割合が高い上位 2 つを赤字で記載した。

②ヤミ金融被害者のサンプルは直近 1 年間にヤミ金融(除く偽装ヤミ金融)の被害にあった層。なお、消費者金融利用者のサンプルは直近 1 年間に消費者金融を利用した層。

²¹ ここで定義する「零細事業主(消費者金融現在利用者)」とは、消費者金融を現在利用する個人事業主又は資本金 2 千万円未満の株式会社や有限会社の経営者。なお、日銀短観が定義する中小企業とは資本金が 2 千万円以上の株式会社。

3. 法改正後に変化した資金需要者による債務行動

3.1 総量規制が消費者金融の利用者に与えた影響

2010年6月に貸金業法の完全施行により総量規制が導入された。筆者らのアンケート調査によると、2010年8月段階で総量規制の抵触者は消費者金融利用者のうち49.4%²²であった。また日本信用情報機構によると同時期に貸金利用者は1,518万人存在した²³。さらに筆者らの調査によると、総量規制対象者のうち65%は返済を遅延した経験がない利用者であった。つまり当時、総量規制の抵触者は約750万人と推計され、その過半は決して信用力の低くない利用者であった。完全施行により歴史上稀な制度変更による大規模な信用収縮が実施されたと言える。

また、総量規制の影響に関しては資金供給者（貸金業者）へのアンケート調査を行った興味深い研究がある。樋口・田邊（2012年）²⁴は貸金業者（大手ノンバンク7社）が保有する利用者（債務者）のデータ（最大で約270万人）を集計し、完全施行の前後で総量規制対象者の延滞状況を比較した。

樋口らの調査では、総量規制を理由とする貸付継続の可否を基準とする以下の2つの母集団にサンプルを分類した。

✓ **母集団①**（総量規制の影響を受け、貸付停止された借り手）：

貸し手である貸金業者が総量規制の抵触有無を確認した結果、2010年6月に新規貸付停止（現残高を割り込んで減枠または枠ゼロ）となった顧客である。この集団を母集団①とする。

✓ **母集団②**（総量規制の影響を受けず、継続貸付可能となった借り手）：

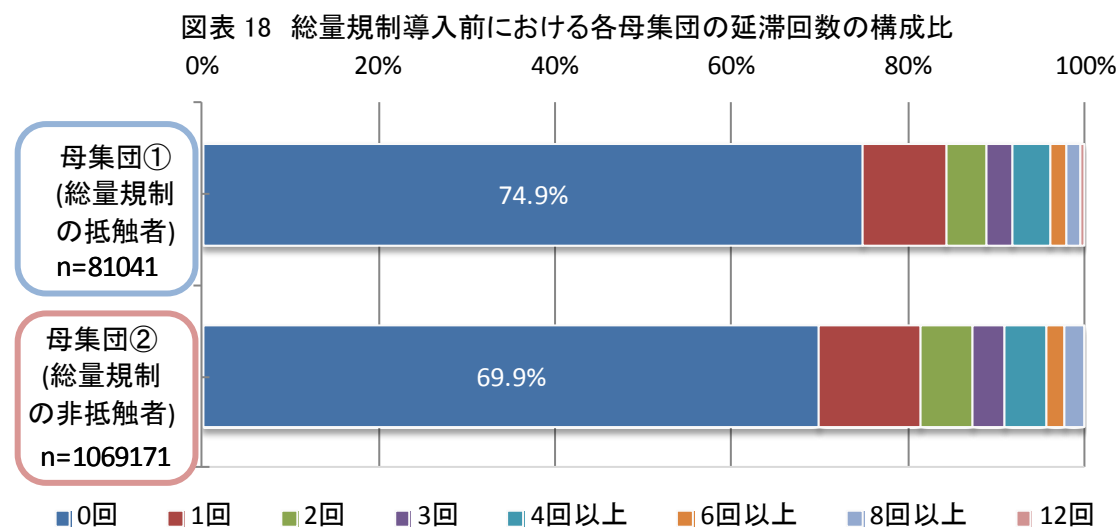
総量規制の抵触有無を確認した結果、2010年6月以降も貸付維持が可能と判断された借り手である。この集団を母集団②とする。

図表18は上記の分類に従い、各母集団の総量規制導入前の延滞発生件数を構成比で示したものである。なお延滞発生件数は2010年6月以前の過去12ヵ月間の取引履歴から集計した。図表18によると、母集団①は母集団②に比べ延滞回数が少ない借り手であった傾向が読み取れる。延滞回数が「0回」の母集団①は全体の74.9%であったのに対して、母集団②は69.9%であった。延滞回数「12回」を除く区分、すなわち「1回」から「8回以上」までのすべての区分において、母集団②の値が母集団①を上回る結果となっている。したがって、総量規制の影響を受けた借り手の方が、過去の返済履歴は良かったという傾向が示されている。

²² サンプル数(n)は2458人。

²³ 詳細は以下の日本信用情報機構の開示データを参照。

http://www.jicc.co.jp/vcms_lf/2010jicc-data.pdf

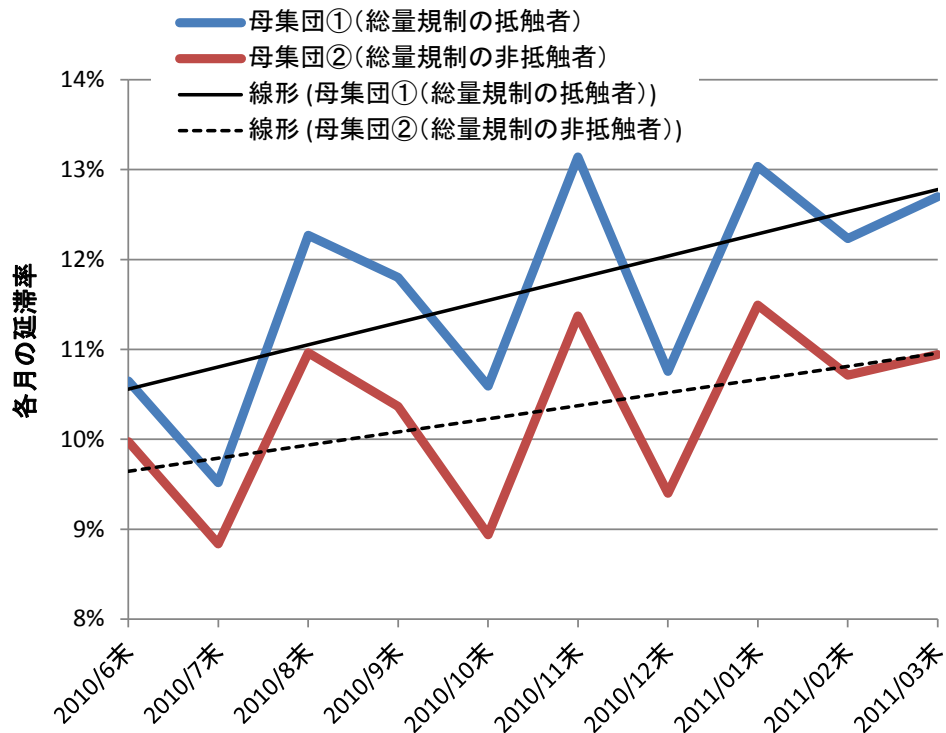


出典: 樋口大輔, 田邊亮平, 「消費者信用市場における総量規制の影響」, 『東京情報大学研究論集』, 東京情報大学, Vol.15 No.2(2012)

続いて、総量規制導入後の延滞率の推移を示すと図表 19 の通り。総量規制が導入された直後、母集団①と母集団②の延滞傾向は早くも逆転し、2010 年 6 月での延滞率は母集団①と母集団②との間で 0.6 ポイントの差を生じた。ただし逆転現象が生じたものの、母集団①がわずかにリスクの高い借り手の層となった程度であった。これが時間の経過とともに顕著となる。母集団①および母集団②ともに延滞率は緩やかに上昇傾向にあるが、母集団①の延滞率は、母集団②の延滞率の上昇に比べて強い上昇傾向があることが示されている。0.6 ポイントで始まった母集団①と母集団②の延滞率の差は、2011 年 3 月には 1.8 ポイントまで広がった。つまり、総量規制の影響を受けた借り手と、規制の影響を受けなかった借り手の延滞率を比較した場合、総量規制によって貸付を停止された顧客の延滞率の方が高くなって行く傾向がある。

そもそも総量規制抵触者の方が資金繰りを上手く管理出来ていた。しかし信用力に拘わらず一律的に実施された貸付け制限により、総量規制抵触者は資金繰りに支障を来たしてしまった。これは総量規制が延滞を起こさない可能性の高い利用者への貸付けを制限することで、逆に延滞を促進させたことを意味する。

図表 19 総量規制導入後における各母集団延滞率の推移



各母集団のサンプル数 (n)

	10年7月	10年8月	10年9月	10年10月	10年11月	10年12月	11年1月	11年2月	11年3月
母集団①	1,650,776	1,625,316	1,598,580	1,568,695	1,540,550	1,507,892	1,487,847	1,462,129	1,437,610
母集団②	1,407,135	1,386,835	1,370,386	1,352,876	1,336,517	1,310,317	1,296,490	1,279,826	1,263,362

出典: 樋口大輔, 田邊亮平, 「消費者信用市場における総量規制の影響」, 『東京情報大学研究論集』, 東京情報大学, Vol.15 No.2(2012)

注意: 月末最終日が休日の場合、翌月初日での処理となるため月末約定延滞は発生せず、その率は低くなる。

さらに樋口らの研究では、こうした総量規制導入後における延滞状況の悪化現象は、総量規制対象者のうち専業主婦においても認められた。つまり、総量規制の導入後、母集団①に該当する専業主婦の延滞率は上昇傾向を示した。専業主婦も総量規制の影響を受けた属性の一つである可能性があり、改正貸金業法が家計に与えた影響に関しても学術レベルで検討されるべきであろう。

専業主婦の借入が総量規制により制限されることを危惧する報道は貸金業法の完全施行時より広く報道されてきた。一部では借入困難に陥った専業主婦が風俗業界に流れるケースを紹介する報道も見られた²⁴。本稿はヤミ金融市場における被害者（利用者）の債務行動

²⁴ 例えば、『あさイチ』「お金が借りられない!」NHK (2010年11月13日)、『スーパーJチャンネル』「改正貸金業法 半年の波紋 専業主婦たちの悲劇“風俗&ヤミ金”に」テレビ朝日 (2010年12月17日)、zakzak『「風俗店の裏側」デリヘル美人代表が明かす人妻風俗嬢が増えたワケ(上)」(2011年12月2日) など。

を実証的に論じるものであり、専業主婦が風俗業界に流れる現象を学術的な議論に耐え得る程度のデータを有していない。しかしながら、借入困難に陥った資金需要者が風俗業界に流れる現象はヤミ金融に流れるパターンと類似している。実際、筆者は消費者金融からの借入困難となった専業主婦を調査する過程で、風俗業界で働くようになった専業主婦にインタビューする機会を得た。参考として当該被験者 A（事例 1）とのインタビューメモを以下に記載する。

インタビューメモ -事例 1-
A さん（子持ち風俗嬢。元専業主婦）

【背景】

- ・ 23 歳の女性。夫と 3 人の子供の 5 人家族。埼玉県内に在住。
- ・ 主人は建設関係の仕事。夫の年収は 300 万円程度。ただし、不況で仕事が減り、収入は不安定。
- ・ 夫の収入が少ない時、家計をやりくりする上で、お金を借りるか、高額なアルバイトで働くしかなかった。
- ・ 仕事はデリヘル（勤務地は東京都渋谷区）。出張ヘルスとも呼ばれ、客のいるホテルなどに出向き性的サービスを行っている。
- ・ 元々は専業主婦。しかし、生活費の補填として流通系カードのキャッシングを利用していたものの、2010 年夏頃、突然、借り入れが困難に。
- ・ しかし丁度、夫の転職による収入減収や、急な引っ越しが重なり、家計がピンチとなる。

【内容】

いわゆる、できちゃった結婚した当時、私は 17 歳。夫は今と別の会社に勤め、年収も今より高かった。子供も生まれたばかりなので、埼玉県で比較的広いマンションを借りていた。駅から離れていたので車も買い、当時は同世代と比べると経済的に恵まれた生活水準だった。

その後も子供が続けて産まれたので、育児に専念した。近所に住む親が病気がちなので、私が車で病院にも連れて行く。専業主婦と言っても決して暇ではなかった。

しかし 2009 年に夫は転職した。転職の理由は不況の影響で仕事が減ったため。夫は新しい職に就いたものの、年収は 400 万円から 300 万円にダウン。しかも給与も出来高制のため、家計のやりくりが難しい状態となった。3 人目の子供の出産を控えていたので、不安であった。

カードのキャッシングは以前より利用していたが、この頃から家計の命綱になった。3 人目の子供の出産時、借入残高が 100 万円に達したが、延滞もなく上手く返済できていた。

ところが 2010 年の夏頃、突然カードでお金を借りられなくなる。その時は頭が真っ白になった。仕方なく小さい子供達を近所の保育所に預けて居酒屋で働いたが、手元に残る金額は僅かだった。また、生活費を切り詰めるために狭いアパートへ引っ越すなどしたが、その費用を捻出するために親から一時的にお金を借りる状況だった。親の生活も苦しいので、これ以上資金的に親に頼ることは出来ない。

そこで仕方なく、家計を助けるために風俗で働くことを決心。雑誌で知った店でデリヘル嬢として働くこととなった。1日3、4人の相手をして少なくとも2万円は手元に残る。出勤は1週間に2、3回程度で済み、昼間の勤務のため、家族への負担が少ない仕事だ。夜は家族団らんで夕食をとることが出来る。

また、夫から同意書を貰えば、再び借入が可能であることも知ったが、同意書を求めることは心情的に出来ない。夫は景気が悪くとも一生懸命、働いている。

私はあくまでも家族のために働いている。言い訳に聞こえるかもしれないが、お金が余っても自分の贅沢や遊びに使っていない。

お陰で家計は楽になり、カードの借金も完済に向かっている。家族には飲食店で働いていると言っている。多分、気付かれないであろう。しかし、夫に嘘をついて働いていることに、言い知れぬ罪悪感を持っている。正直、このことを深く考えたくはない。借金をしていた方が良かった。

(2011年3月調査)

なお、筆者は風俗店経営者にも参考情報としてインタビュー調査を行ったが、上記の被験者Aと同様の事例が増えていることを認めた²⁵。一連の報道で指摘された通り、風俗業界が借入困難者となった一部の専業主婦による収入確保の受け皿として機能した可能性も否定できない。

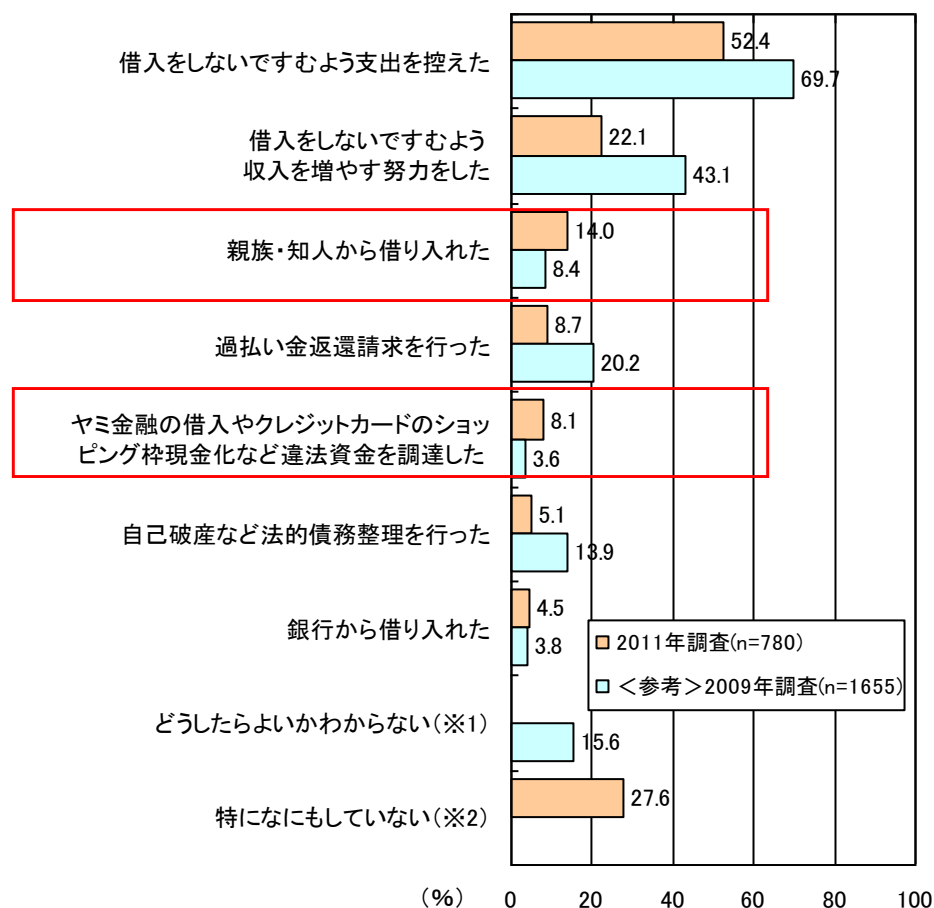
3.2 総量規制導入後の借入困難者による債務行動プロセス

樋口らの資金供給者への調査結果により、資金供給者側のデータから総量規制に抵触する利用者が法律の完全施行後に突然、借入困難な状況に追い込まれたと論定される。そこで、今度は完全施行後に総量規制抵触者がとった債務行動を利用者（資金需要者）へのアンケート調査から分析した。図表20によると、総量規制導入後の対応として「借入れをしないですむよう支出を控えた」が52.4%で最多、「借入れをしないですむよう収入を増やす努力をした」が22.1%と続く。総量規制導入前に同様の設問形式で実施した2009年調査の「総量規制導入後の対応計画」と比べると、両項目ともに20ポイント程度の低下となった。一方で、「親族・知人から借り入れた」や「ヤミ金融の借入れやクレジットカードのショッピング枠現金化など違法資金を調達した」などは高くなっている。また、「ヤミ金融の借入れやクレジットカードのショッピング枠現金化など違法資金を調達した」が「銀行から借り入れた」を上回っている点は特筆される。完全施行当時、政府は総量規制対象者への受け皿として金融機関に積極的な取り組みを指導していたが、資金需要者は金融機関以上

²⁵ インタビューに応じた当該経営者のコメントを引用すると以下の通り。「風俗で働く人には大きく2つのタイプがいる。一つ目はお金目的で働く人、残りのタイプは心が病んでいる人。当店でも昨年秋頃からお金目的で働く女性が増えてきたが、大半が専業主婦であり、風俗で働いた経験がない人が多い」（2011年3月調査）。

に違法な資金調達手段に頼っていたことになる。

図表 20 総量規制後の総量規制抵触者による対応(複数回答)



出典: 11 年「消費者金融の利用に関する調査」。〈参考〉のデータは 09 年同調査

注意: ① 図中「※1」が付記される項目は 2009 年調査で用意された選択肢、一方「※2」の項目は 2011 年調査で用意された選択肢。

② 複数回答(一部の選択肢(「特になにもしない」などを除く)。

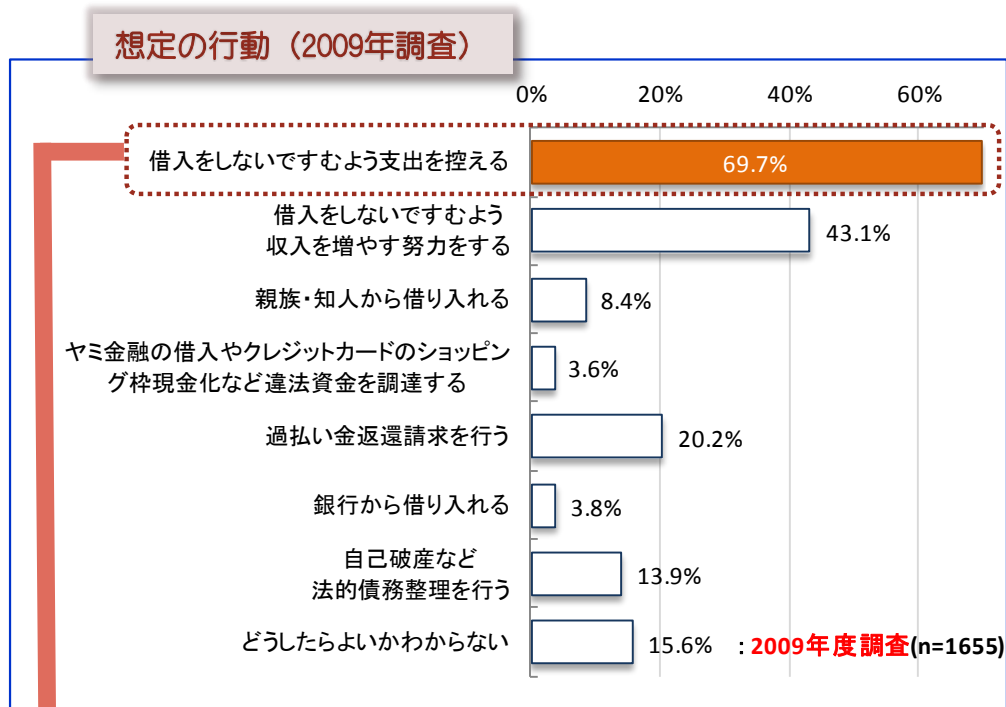
また、貸し渋り経験後の対応として、「借入れをしないですむよう支出を控えた」が最多であったが、個別サンプルの追跡調査を行うと、「支出を控える」と回答したサンプルは徐々に支出を控える対応が難しくなる実態も把握できた。図表 21 は総量規制導入前(2009 年調査)に、「(導入後は)借入れをしないですむよう支出を控える」と回答していた人(図表 21(a))に対して、導入後の実際の対応(2011 年調査)を尋ねた結果である(図表 21(b))。当初の想定通りに行動した人は 58.0%に留まった一方で、「ヤミ金融の借入れやクレジットカードのショッピング枠現金化など違法資金を調達した」と回答した割合は 8%となった

(図表 21(b))。

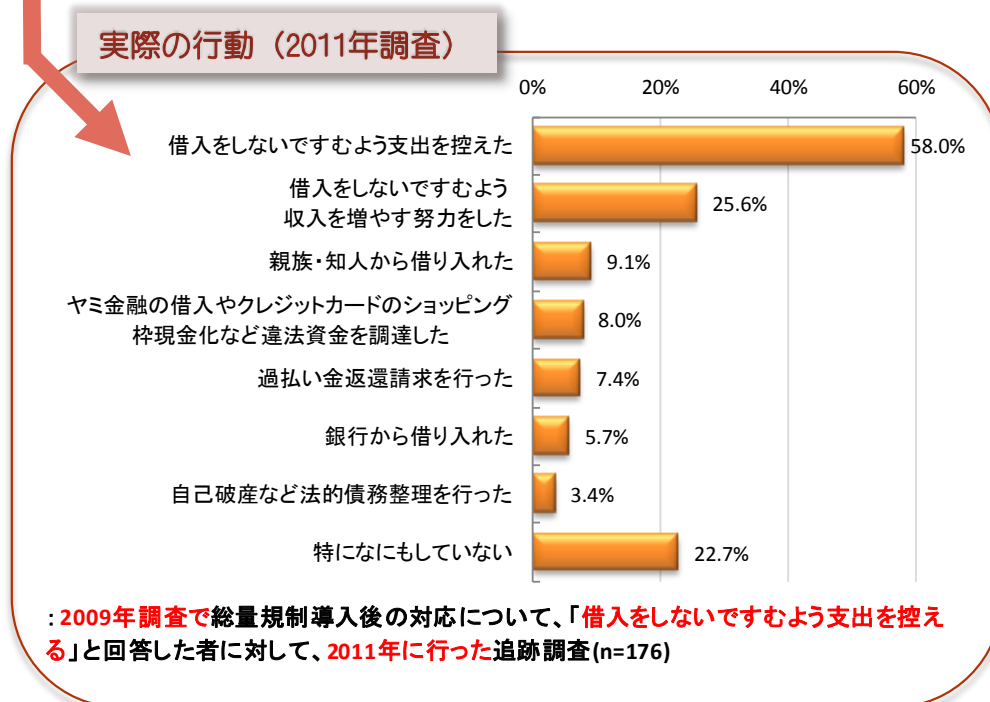
貸し渋りを受けた利用者は当初、我慢や節約といった行動で対処しようと努めるが、一定レベルの資金需要を超えると何らかの資金調達の行動を取らざるを得ない。つまり、信用収縮が起こると直ぐに、ヤミ金融へ流れるのではなく、時間の経過とともに徐々に流れていく現象が本分析結果からも示された。

図表 21 総量規制施行前に「支出を控える」と回答した利用者による実際の行動分析)

(a) 総量規制対象者が2009年時点で想定していた貸し渋り経験後の行動



(b) 2009年時点で「支出を控える」と回答した層が2011年にとった行動



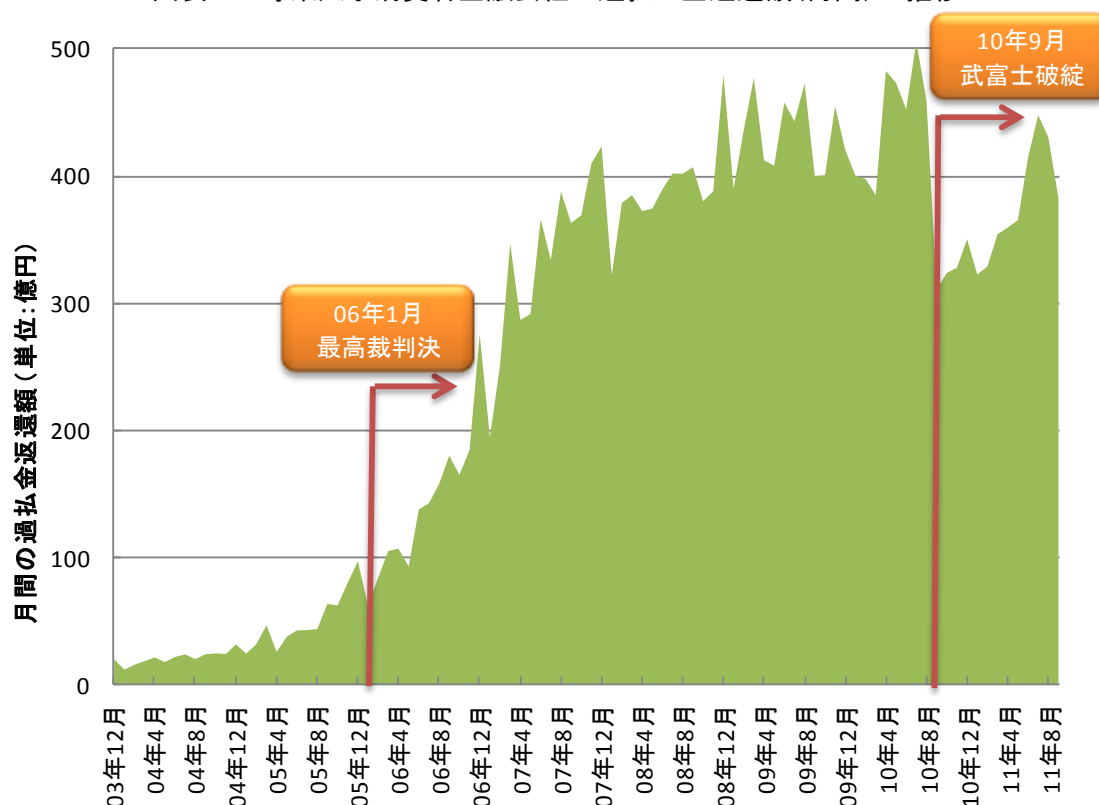
出典: 09 年及び 11 年「消費者金融の利用に関する調査」

注意: 複数回答 (一部の選択肢(「特になにもしない」などを除く)。

3.3 急増する過払い金返還請求

依然、過払い金返還請求は高位で推移している。その背景として長引く不況とともに、債務者が借入困難に陥り、債務整理の手段として過払い金返還請求を選択する傾向が強まる点が挙げられる。図表 22 は専門消費者金融大手 7 社による過払い金返還額（月間）の推移を示したものである。最高裁が 2006 年 1 月に利息制限法と出資法の上限金利の間にある、いわゆるグレーゾーン金利帯（年利 20%～29.2%）を実質的に否定した判決（以下、「最高裁判決」とする）²⁶を出し、立法府も貸金業法の改正により、その決定を追認したことで過払い金返還請求は一気に増大した。その増加基調は現在も続き同判決以来、専門大手 7 社が返還した過払い金総額は 3 兆円程度に達した。貸金業界全体では少なくとも 4 兆円程度の過払い金を返還したと推定される。

図表 22 専門大手消費者金融会社の過払い金返還額（月間）の推移



出典:「資金供給者アンケート調査」。時期:11 年 11 月、対象:消費者金融専門大手 7 社。

注意:1)2010 年 9 月に武富士が倒産した。このため、これ以降、武富士の過払い金返還額を 0 円とする。

2)2010 年 10 月に三洋信販がプロミスに吸収され、三洋側のデータはプロミス側に集約・反映。

3)以上より、本調査における分析対象サンプル数は 2003 年 12 月～2010 年 8 月で 7 社、2010 年 9 月で 6 社、2010 年 10 月以降で 5 社となる。

²⁶ 平成 16 年（受）第 1518 号貸金請求事件（最高裁判所）。

同時に電車広告やテレビ・ラジオ CM 等の媒体を通して弁護士や司法書士による過払い金返還請求を促す営業広告が社会に増えてきた。15 年前の貸金業者による広告ラッシュを彷彿させる。一方で今日、過払い金返還請求を巡る弁護士・司法書士と債務者間でのトラブルに関する報道が増えて来た。図表 23 に直近で報道された過払い金を巡る司法界における犯罪に関する記事を整理した。2011 年 5 月に山口県の司法書士、そして翌月に奈良県の司法書士が過払い金を巡る脱税で逮捕された。さらに同年 9 月には、暴力団組長から数十人もの過払い金返還請求の依頼者を紹介され、違法な報酬を渡していたことで東京の弁護士が逮捕された。日弁連が過払い金返還業務の不正に対して取り組んでいるにも拘らず、司法界での犯罪が絶えない背景には、債務整理を促す弁護士・司法書士による過熱した営業活動がある。

そこで、筆者らは過払い金返還請求の営業実態を知るために、請求者にアンケート調査²⁷を行った。その結果、弁護士・司法書士による手数料率は、過払い金返還額ベースで中央値 33%、平均値 48%となる。つまり、貸金業者から過払い金 100 万円が返還された場合、弁護士・司法書士による手数料は中央値で 33 万円、平均値で 48 万円となる。

さらに、和解書・清算書について書面による確認を認知していない請求者が 2 割も存在した。実際、筆者が過払い金返還請求の経験者に行ったインタビュー調査でも、弁護士・司法書士による過払い金返還請求費用に関して不明朗さを指摘する事例が幾つもあった。すなわち、過払い金の手数料や返還額についての費用開示が請求者に行われない慣行が司法界では一部に存在していたと考えられる。

また今日、依頼された弁護士・司法書士が請求者に過払い金返還請求のリスク告知を行わなかったことでトラブルが生じている。インタビュー調査でも、「過払い金返還請求のタイミングを境に貸金業者からの融資ができなくなり困った」という趣旨の発言を請求経験者から度々聴取した。そこで、筆者らは 2009 年に、請求時に消費者金融会社からのローン残高を有し、かつ弁護士・司法書士を通して過払い金返還を請求した債務者に対して、請求時におけるリスク告知の実態について調べた。その結果、請求者のうち弁護士・司法書士から「新規契約に支障を来す可能性」について説明を受けていない割合は 13%、「データベースに請求記録が登録されること」について説明を受けていない割合は 26%であった。

以上の点を鑑みると、過払い金返還のデメリットに関して十分に認識がないまま、過払い金返還請求が安易に進められている実態を垣間見ることができる。つまり、過払い金返還請求が請求者に十分なリスク告知が行われないまま、過払い金返還請求が促進されることで、返還請求者の債務行動が歪められた可能性がある。

²⁷ 弁護士・司法書士に依頼して過払い金返還を請求し、実際に返還を受け、かつ清算書を保有する利用者（n=55）に対して 2008 年 5 月にアンケート調査を実施した。

図表 23 過払い金を巡る司法界における犯罪に関する報道記事

報道日	掲載新聞	記事タイトル	内容
2011/5/11	中国新聞	山口地検 脱税疑い司法書士起訴 報酬過少申告で 6100 万円	山口地検は過払い金返還請求の代理人報酬を過少申告して法人税と所得税計 6100 万円を脱税したとして、山口県司法書士会副会長の司法書士と同司法書士が代表の事務所を法人税法違反などの罪で起訴した。
2011/6/9	朝日新聞(大阪)	奈良 過払い返還 報酬脱税容疑 司法書士数千万円 捜索、 本人の所在不明	過払い金の返還請求で得た報酬などを少なく申告し、数千万円を脱税した疑いがあるとして奈良市内の 60 代の司法書士(大阪司法書士会所属)の自宅などを家宅捜査した。司法書士は所在不明といい、地検が行方を捜している。過払い金返還請求で得た報酬については申告漏れや所得隠しが指摘されるケースが相次いでいる。国税庁によると 09 年 6 月までの 1 年間、各国税局が過払い金返還請求者の代理人を務めた弁護士に計約 800 人を対象に税務調査したところ、700 人近くが申告漏れと判断された。今年 3 月には約 6 千万円を脱税したとして山口県宇部市の司法書士が所得税法違反と法人税法違反の罪で起訴されている。
2011/8/4	毎日新聞(大阪)	債務整理を放置 弁護士退会処分 大阪の 81 歳 本人反論	受任した債務整理などを放置したとして大阪弁護士会は 81 歳の弁護士に退会命令処分を出したと発表した。同弁護士は同会に「事務員が勝手に引き受けて自分は知らなかった」と話しているという。07 年債務整理を弁護士名義で引き受けたが 2 年半以上放置。08 年に受任した別の過払い金返還請求も放置したとされる。
2011/9/15	産経新聞	過払い返還 無資格幹旋 暴力団の片棒担いだ弁護士 「事務所が赤字で」 多重債務 黒い構図	暴力団らによるヤミ金に苦しむ多重債務者らを守るべき弁護士が、暴力団の方棒を担ぎながら多重債務解消にあたった――金融業者への債務返済の過払い金返還を求める多重債務者を無資格で弁護士に幹旋したとして暴力団組長らが警視庁に逮捕された弁護士法違反事件。「何のための多重債務者救済か」と、弁護士らのモラルを批判する声が出ている。
2011/11/23	新潟日報	新潟地裁 司法書士に有罪判決 所得税法違反など「巧妙で悪質」	判決によると被告は収入を過少申告し、07,08 年計 5900 万円の所得税を逃れた。08～09 年に消費者金融に対し、2 件計 710 万円分の和解交渉を行い、報酬を受け取った。
2011/12/1	京都新聞	京都市の男性 債務整理弁護士を提訴へ 「取り戻し金不当に受領」	男性は消費者金融 9 社に約 480 万円の債務があった 08 年 4 月ごろ、貸金仲介業者から弁護士の法律事務所を紹介され、電話で債務整理を依頼した。09 年 7 月ごろには自己破産申立を委任したが、10 年 6 月ごろ、廃業を理由に別の法律事務所に受任を引き継ぐとする手紙が届いた。今年 9 月には同事務所から破産申立をしていないことと受任を終える内容の書類が送られ、預かり金残高として 11 万円が返された。この間、弁護士らと面談せず、処理方針や報酬、懲戒処分の説明も受けなかった。債務は 4 社分 300 万円以上が残った。代理人の説明では弁護士は 3 社からの過払い金 190 万円を取り戻した際も男性に報告せず、うち 4 割相当の 96 万円を受領したという。代理人は「高額な報酬を得ながら債務者のために仕事を行わなかったばかりか、途中で放り出した」としている。
2012/2/15	読売新聞	第一東京弁護士会 2 弁護士懲戒処分	第一東京弁護士会は同会所属の弁護士を業務停止 3 か月の処分にした。同弁護士は日弁連に異議を申し立てる方針。発表では 2008 年 1 月～10 年 3 月、弁護士資格のない男性らに仲介された約 40 件の過払い金返還請求訴訟を手がけたとしている。
2012/3/10	産経新聞(大阪)	750 万円不適切処理で 弁護士懲戒	破産管財人として管理していた資産や消費者金融の過払い金など約 750 万円を横領し、依頼者に返還しなかった。このため、大阪弁護士会は同会所属の弁護士を業務停止 1 年の懲戒処分にした。

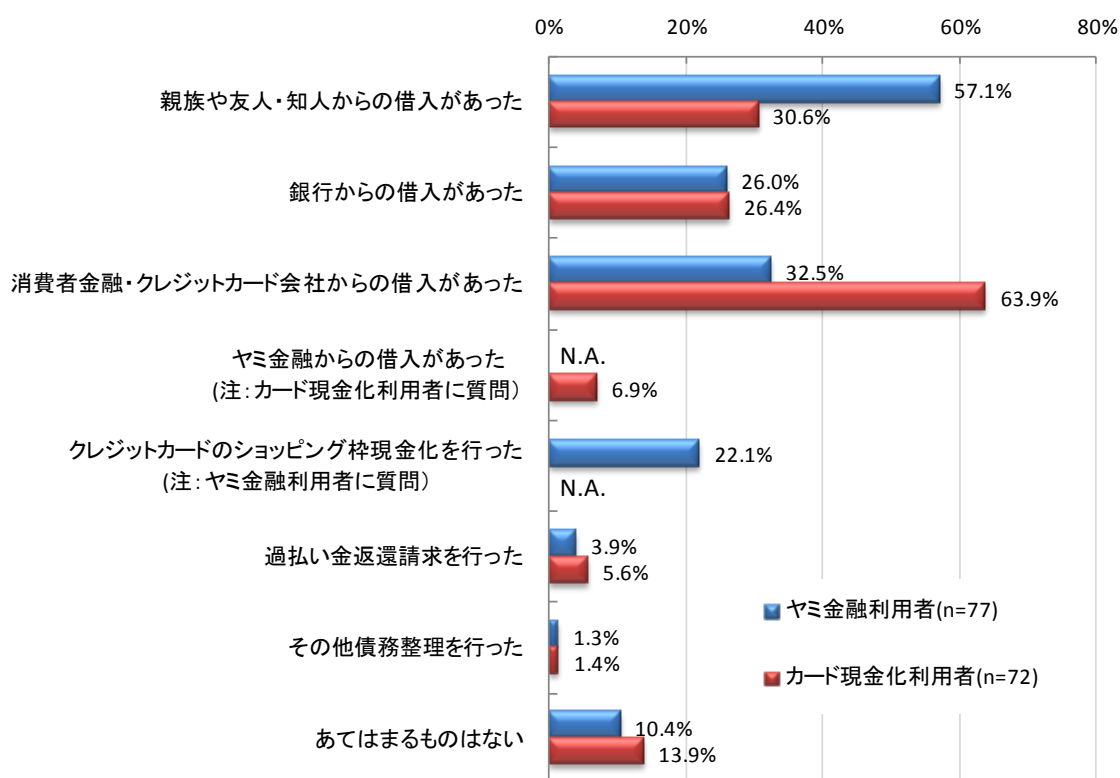
出典:各種新聞記事

4. ヤミ金融利用者の特徴

4.1 ヤミ金融とカード現金化に対する利用者意識の相違

今日、法改正により借入困難となった資金需要者が非正規の資金調達手段であるヤミ金融やカード現金化に流れるプロセスを探る上で、ヤミ金融の現在利用者が過去におかれていた状況を調べることは有効である。そこで、ヤミ金融またはカード現金化の利用者に対して、ヤミ金融またはカード現金化を初めて利用した際の状況（利用時から半年前）について尋ねた（図表 24）。

図表 24 ヤミ金融またはカード現金化を初めて利用する直前（利用時から半年前）の状況



出典: 11 年 6 月「ヤミ金融の利用に関する調査(事前調査)」

注意: ①カード現金化利用者に対して、直前に「ヤミ金融からの借入があったか」を質問した。一方で、ヤミ金融利用者に対して、直前に「ショッピング枠現金化を行ったか」を質問した。②サンプルは直近 3 年以内のヤミ金融またはカード現金化の利用者。③複数回答

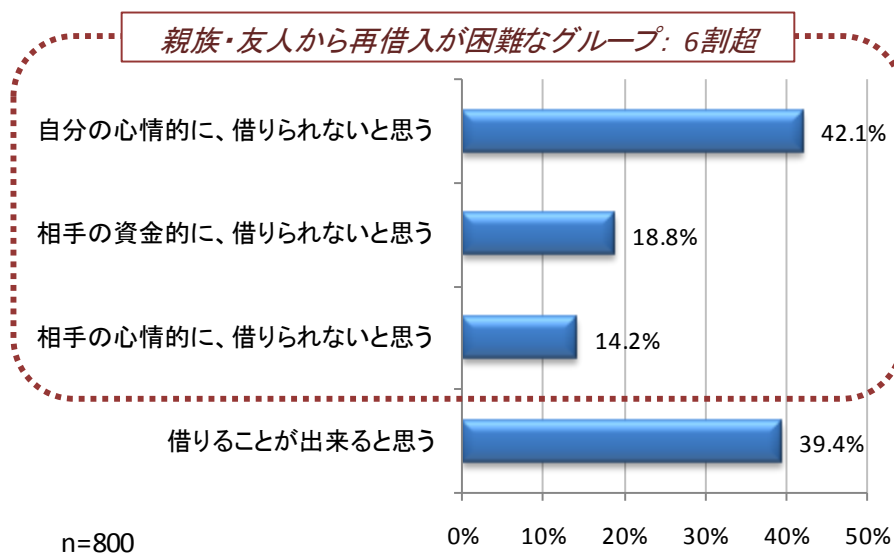
図表 24 によると、カード現金化の利用者において「消費者金融・クレジットカード会社からの借入」の割合は 63.9%と、ヤミ金融利用者の 32.5%に比べ顕著に高い。一方で、ヤミ金融利用者では「親族や友人・知人からの借入」が 57.1%と突出して高い。さらに、カード現金化利用者による「ヤミ金融からの借入」が 6.9%に対して、ヤミ金融利用者の「カード現金化の利用」は 22.1%と著しく高い。つまりカード現金化利用者は、消費者金融か

らの借入が困難になった時点で、先ずカード現金化を利用する傾向が示される。一方でヤミ金融利用者は、消費者金融からの借入が困難になった後、一時的に親族や友人からの借入、さらにはカード現金化を利用して凌ぐものの、それら調達手段を使い果たした後、最終的な借入先としてヤミ金融を利用する可能性が示唆される。

次に、親族や友人からの借入経験者がヤミ金融に流れる背景を知るために、親族・友人からの借入経験者に対して、親族・友人への再借入可否の可能性について調べた。図表 25 によると再借入が可能な割合は 39.4%であり、残りの 6 割超は再借入が困難と回答している。再借入が困難な理由として、「自分の心情的に、借りられないと思う」が 42.1%、「相手の資金的に、(同)」が 18.8%、「相手の心情的に、(同)」が 14.2%となる。貸金業法の改正以降、親族や友人からの借入は急増したが、反復継続的な借入には限界があるようだ。

このように資金需要者が借入困難に陥ってからヤミ金融に接触するまで、ある程度の時間を要すると考えられる。つまり、法改正以降、大量に発生した借入困難者は一時的に「生活費を切り詰める」「我慢する」といった新規借入を抑制する手段を選ぶものの、徐々に資金需要が高まり、必要な資金を親族や友人から借りる可能性が高まる。しかしながら、親族や友人からの借入は市場からの借り入れと異なり、反復継続的な利用には限界があるため、先ずカード現金化、次にヤミ金融と段階的に非正規な金融市場の深みに嵌っていく。

図表 25 親族・友人への再借入の可否（親族・友人借入経験者ベース）



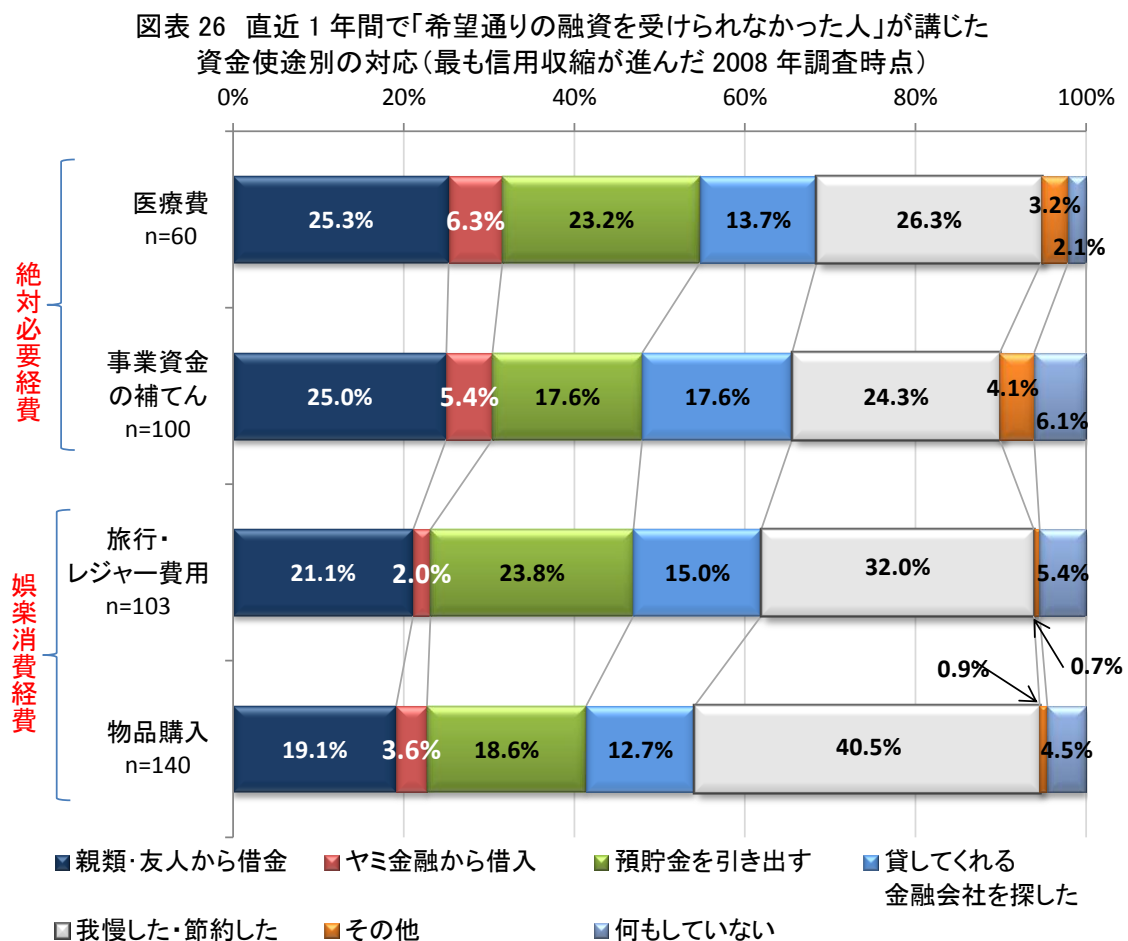
出典：11 年 6 月「ヤミ金融の利用に関する調査(事前調査)」

注意：①「親族・友人借入経験者」とは過去に親族・友人に借入を経験した層。②複数回答。

4.2 資金使途別でのヤミ金融利用の比較

4.2.1 資金使途別での貸し渋り経験者による債務行動の違い

図表 1 に示した通り、法改正の影響で 2007 年以降に急速な信用収縮が貸金市場で進行し、一部の利用者は突然の貸し渋りに見舞われた。そこで当時、筆者らは借入困難に陥った消費者金融利用者によるその後の債務行動をアンケートで調べた。図表 26 は「希望通りの融資を受けられなかった人」が融資拒絶後に講じた対応の分布である。ここでは直近 1 年間（2007 年）に消費者金融へ融資を申し込んだ結果、「希望通りの融資を受けられなかった人」を抽出し、その資金使途と融資拒絶後に講じた対応を尋ねた。



出典：08 年「消費者金融の利用に関する調査」

注意：複数回答

その結果、利用者の債務行動を絶対必須経費と娯楽消費経費に分けて比べると、融資拒絶後の対応に顕著な差が見られた。図表 26 によると、絶対必須経費である「医療費」と「事業資金の補てん」では、「親類・友人からの借金」、「ヤミ金融からの借入」の割合が高くなる。

一方、娯楽消費経費である「旅行・レジャー資金費用」と「物品購入」では、「我慢した・節約した」の割合が高い。消費者金融会社から与信枠を圧縮された利用者において資金使途によりその後の債務行動が異なる点が示された。つまり、資金需要者がヤミ金融やカード現金化といった違法な資金調達手段に流れるプロセスを解明する上で、資金使途に注目することの有効性を示唆する。

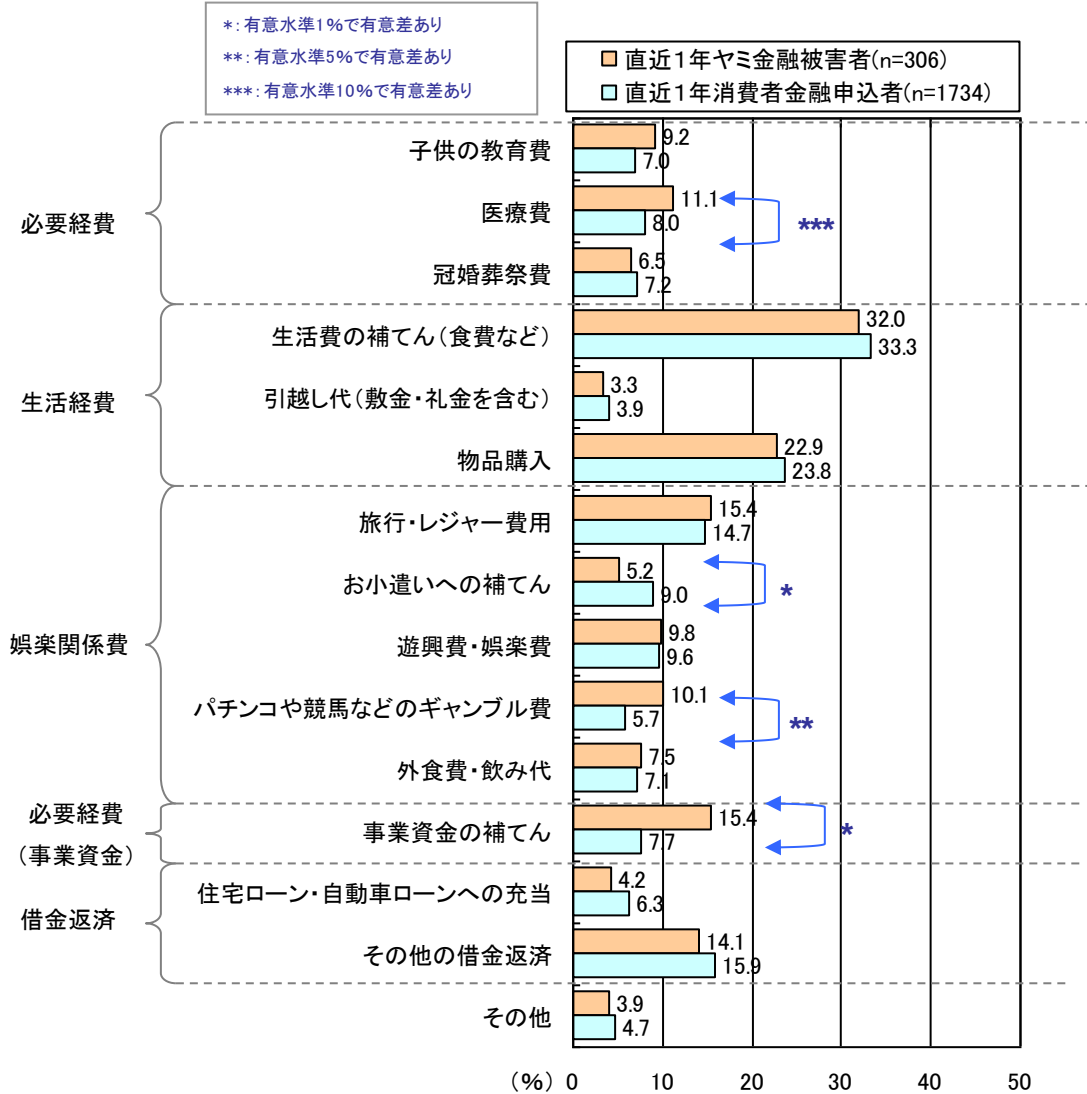
4.2.2 違法な資金調達手段の利用者における資金使途

(1) ヤミ金融被害（利用）者に特徴的な資金使途

ヤミ金融被害（利用）者に特徴的な資金使途を知るために、ヤミ金融やカード現金化といった違法な資金調達手段を利用した資金需要者に利用目的（借入の申込目的）を尋ね、消費者金融利用者による借入の申込目的と比較した。図表 27 はヤミ金融と消費者金融の資金需要者における借入の申込目的を比較したものである。図表 27(a)から、ヤミ金融、消費者金融の利用目的とともに「生活費の補てん（食費など）」が最多となり、次に「物品購入」の順となった。

次にヤミ金融と消費者金融の借入申込の目的別に検定を行い、それぞれで有意差が認められた申込目的を整理すると図表 27(b)となる。すなわち、消費者金融に比べてヤミ金融で高い有意差が認められた申込目的は「医療費」、「パチンコや競馬などのギャンブル費」、「事業資金の補てん」であった。一方、ヤミ金融に比べて消費者金融で高い有意差が認められた申込目的は「お小遣いへの補填」であった。これら結果より、ヤミ金融に流れる資金需要者の特徴として、①「医療費」や「事業資金の補てん」といった緊急性の高い必要経費を工面するためにヤミ金融を利用する、②ギャンブル依存症の可能性のある資金需要者がヤミ金融を利用する、といった点を挙げることができる。つまり、今日のヤミ金融市場は 2 つの異なるタイプの利用者が流れている可能性がある。一つ目が実需に基づいた突発的な資金需要への対応者、残りが何らかの依存症を抱えた金銭管理能力の劣る資金需要者である。

図表 27 ヤミ金融または消費者金融の借入の申込目的
(a)借入申込者による申込目的の割合比較



(b)申込目的別に割合差を比較した検定結果

		ヤミ金融への申込目的の割合	
		相対的に割合が低い	相対的に割合が高い
消費者金融への申込目的の割合	相対的に割合が低い		・医療費*** ・パチンコ屋や競馬など** ・事業資金の補填*
	相対的に割合が高い	・お小遣い補填*	

出典:11年「ヤミ金融の利用に関する調査」

注意:①表記中において、「*」は有意水準1%で有意差あり、「**」は有意水準5%で有意差あり、「***」は有意水準10%で有意差あり、という意味。②複数回答。

(2) ヤミ金融被害（利用）の事例

上記で示した通りヤミ金融被害者へのアンケート調査から、ヤミ金融利用の顕著な資金使途として、「医療費」、「パチンコや競馬などのギャンブル費」、「事業資金の補てん」が消費者金融と比較して有意差が認められた利用目的である点が示された。そこで、以下では実際にヤミ金融の被害者を対象に行ったインタビュー調査のうち特徴的な 3 つの事例を紹介する。

最初のケースは「医療費」目的でヤミ金融を利用した被験者 B（事例 2）である。被験者 B はシングルマザーであり、現在もヤミ金融を利用している。

次に「事業資金の補てん」目的でヤミ金融を利用した被験者 C（事例 3）と被験者 D（事例 4）のケースを紹介する。被験者 C（事例 3）はヤミ金融を一時的に利用して凌いだ被験者であり、被験者 D（事例 4）は幾つものヤミ金融を利用したことで最終的に債務整理に陥った被験者である。

インタビューメモ ー事例 2ー

B さん（シングルマザー）

【背景】

- ・ 28 歳女性。一児のシングルマザー。東京都内に在住。
- ・ 夫が詐欺に遭い多額の負債を抱えたため、4 年前に一切の慰謝料を放棄した上で離婚。離婚後に前夫とのあいだでもうけた子供を出産。
- ・ 現在、自営業の両親と妹夫婦が住む実家で、子供と一緒に生活している。
- ・ 離婚した後からヤミ金融を利用するようになった。現在も子供の医療費のような緊急時にのみヤミ金融から借りている。

【内容】

離婚後の 2007 年、出産準備の費用などで数万円程度のお金が必要となり、結婚前に利用していた消費者金融会社に融資を申し込んだ。ところが、その会社の返済には一度の延滞がなかったにも拘らず、申し込みは拒否され途方に暮れた。

当時、私自身つわりがひどかったので働くことは身体的に不可能だった。また、離婚した直後でもあり、両親からお金を借りることは心情的に難しかった。妹夫婦も失業中でアルバイト生活の身なので、お金を借りることは資金的に難しかった。

元々、公的助成金を申請するつもりでいたが、申請してもお金が振り込まれるのは 1～2 週間後と聞いていた。その時はとにかく当面の資金が必要だった。そこで離婚した夫が債務整理後に利用していたヤミ金融業者に電話して 4 万円を借りた。ヤミ金融とは 2 週間後に 5 万円で返す約束をした。しかしながら、返済期日までに助成金は振り込まれなかったため、ヤミ金融に事情を説明して支払いを延ばしてもらった。結局、助成金は最初に申請に行ってから 3 週間後に口座へ振り込まれ、ヤミ金融に 6 万円を返済する羽目となった。

私は漢字を書くのが苦手な為（本人は顕著な学習障害）、申請書類の作成には苦労した。つわりで体調も良くなかったため、申請書類を受理してもらうまでに普通の人よりも 3 倍以上の時間がかかったと思う。役所の担当者は（特に電話で尋ねた時は）終始事務的な対応で、自分の事情を説明した時は上から目線の印象を受けた。

現在、子供を保育園に預け、昼間に比較的安定したアルバイトで生計を立てているが、今でもヤミ金融を利用している。以前、子供が肺炎で入院した際、手元にまとまった現金がなかったため、急ぎヤミ金融から借りた。この時も子供が退院した後、役所に申請して振り込まれた助成金で返済した。できればヤミ金融を利用したくない。

（2010 年 10 月調査）

インタビューメモ ー事例 3ー

C さん（零細事業主）

【背景】

- ・ 大阪都心部で不動産の仲介業を営む 38 歳の社長（男性）。大阪府内に在住。
- ・ 取り扱う物件は大阪周辺に広がるが、顧客は主に大阪中心部で働く会社員アパートやマンション。17 年前に独立して開業。当初は携帯電話一本の無店舗だったが、現在はアルバイトを含め従業員 10 人程度を雇う。
- ・ 例年、年末から引越シーズンの春先まではアパートの改装費用などで資金需要が発生する。こうした季節変動によるつなぎ資金としてノンバンクを利用してきた。
- ・ しかし、借り入れできるノンバンクも消滅し、万策尽きた時にヤミ金融を利用。

【内容】

貸金業法が改正される以前は、事業者金融からリフォーム代が重なるピークの時期に最大 500 万円程度を借りていた。おおむね大家は 3 カ月以内に支払うので、春先に調達して、6 カ月以内に完済するのが通常のパターン。また従業員の給与の支払い時の月末に借りることもあったが、10 日後に返済していた。ノンバンクの貸付金利を高いと言う人がいるが、そもそも短期借入なので、支払いベースで考えると決して高くない。

しかし、2008 年に事業者金融の会社が与信を完全に止めてから、150～200 万円程度の事業資金を「生活費の補填」として消費者金融会社から調達するようになった。その後、延滞は一度もなかったが、2009 年頃から「与信枠をゼロにする」と連絡があった。法改正による対応と事情は呑み込めたので、文句は言わなかった。

正規の貸金業者が融資を厳しくするのと前後して、ヤミ金融からの連絡が来るようになった。ヤミ金融の営業マンから「これから貸金業法が完全施行されると、ノンバンクの審査は厳しくなる。状況を理解しているので、何かあったら電話して下さい」と告げられた。登録していた貸金業者がヤミに潜ったのだろう、当社の借入状況を理解していた。その時は借りなかったが、非常に丁寧な対応であったので、金利が高くて、何かあった時の最終手段のつもりで私の手帳にその電話番号を控えていた。

2009 年、リフォーム工事代金の支払いを前に、当てにしていた大家からの入金を立て続けに振り込まれないというハプニングが発生して、資金繰りが一気に悪化した。色々と親戚や友人に相談したものの、必要な額を借りることもできなかったのも、メモしていたヤミ金融に電話して資金を借りた。ヤミ金融は電話したその日のうちに、10 日で 2 割の金利で 300 万円を融資してくれた。ヤミ金融の対応は紳士的であった。

結局 10 日後、ヤミ金融には返済したものの、ヤミ金融に頼らざるを得ないとは情けない話だ。こんな調子なら従業員も雇わず、事業規模を縮小した上で、昔のように携帯電話一本のビジネスに縮小した方がはるかに楽だ。

（2010 年 3 月調査）

インタビューメモ 事例 4-

D さん（零細事業主）

【背景】

- ・ 56 歳男性。東京都内に在住。
- ・ 1990 年、ソフト開発会社を設立。
- ・ 従業員 20 人程度までに成長。ピーク時はメガバンク 3 行から 1 億 8,000 万円、信用金庫 4 行から 1 億 2,000 万円借りた。
- ・ 2008 年に個人債務整理後、現在は従業員 2 人まで事業を縮小。

【内容】

2007 年に得意先の飲食店が倒産し状況は一変した。一時的な資金ショートであったため、以前から取引のあった事業者金融に融資を申し込んだものの、断られてしまった。この事業者金融会社とは延滞なく取引していたが、法改正の影響と過払い金返還の重石で貸せなくなったと説明を受けた。結局、銀行・信金への返済を待ってもらったものの、従業員への給与分が足りず、消費者金融 1 社、カード 5 社から限度額一杯まで個人名義で 100 万円ほどを、街金 2 社から 100 万円ほどを借りた。それでも従業員の給与には足りなかった。08 年 3 月に FAX で広告がきた神田の会社に連絡した。広告には登録業者で「年利 16%」と記載されていたが実際に電話してみると「15 日間で 16% の金利で貸す」と言われた。ヤミ金融と分かったが言われるまま借り、1 カ月後に完済した。

その後、会社をリストラしながら支出を抑制していった。しかしながら運悪く、複数の取引先からの入金と同時に遅延し、再び資金繰りが厳しくなった。それを契機に「状況が変わるまで」と思い、結局 12 のヤミ金融から総額 300 万円を借りた。

ヤミ金融の貸す額は 20~30 万円程度で、金利は 2 週間から 1 カ月で 20~40%程度と短期で高利だ。大半のヤミ金融は銀行口座を使わず、事務所まで来てやり取りした。ヤミ金融には返済猶予を申し入れて、大半の業者は渋々応じてくれた。しかし、一つのヤミ金融だけは脅迫じみた取り立てを繰り返し精神的にまいった。このため事業も続けられなくなり、08 年秋に東京都の貸金業対策課へ行き相談した。

しかし職員は何も対応できず、紹介された弁護士と相談し債務整理を勧められた。元金を回収したヤミ金融はすぐ手を引いた。白紙委任状を渡した 4 つのヤミ金融は裁判での決着となった。整理終了まで 3 カ月を要し、借りた金と同程度の金額を支払い、弁護士に 160 万円の手数料を取られた。最初から債務整理をすればよかったと悔やまれる。事業者金融が機能していれば別の対応もできた。

(2009 年 10 月調査)

(3) カード現金化被害（利用）者に特徴的な資金使途

次にカード現金化に流れた資金需要者の特徴を知るために、カード現金化と消費者金融の利用者における借入の申込目的を比較した。図表 28 はカード現金化の利用者と消費者金融の借入申込者における利用目的を比較したものである。図表 28(a) から、カード現金化と消費者金融の利用目的とともに「生活費の補てん（食費など）」が最多となったが、2 番目はカード現金化の利用者で「その他の借金返済」、消費者金融の利用者で「物品購入」であった。

そこでカード現金化と消費者金融の借入申込の目的別に検定を行い、それぞれで有意差が認められた申込目的を整理すると図表 28(b) となる。すなわち、消費者金融に比べてカード現金化で高い有意差が認められた申込目的は「パチンコや競馬などのギャンブル費」と「その他借金の返済」であった。一方、カード現金化に比べて消費者金融で高い有意差が認められた申込目的は、「物品購入」「旅行レジャー費用」「お小遣い補てん」「冠婚葬祭費」「外食費・飲み代」であった。これら結果より、カード現金化に流れる資金需要者の特徴として、実需目的で資金調達する利用者でなく、何らかの依存症に陥った金銭管理能力の低い利用者が多く、当該資金需要者は貸金業者から借入困難となった後、軽率な動機でカード現金化を利用している可能性が高い。

ヤミ金融もカード現金化も違法な資金調達手段であるが、利用者の資金使途から見ると、両者の資金需要者は同一性が高いとは言えない。むしろ、資金需要者が置かれている状況と資金需要者の熟慮性により資金調達の選択先は変化する。例えば、「医療費」や「事業資金の補てん」といった突発的な資金需要に遭遇した借入困難者は先ずカード現金化を利用するのではなく、親族や友人に借入を申し込み、資金需要が反復継続的に発生した場合、最後の借入手段として止む無くヤミ金融を選択する。一方でギャンブルなどの依存症の傾向が見られる借入困難者は違法な借入手段でありながら、容易にアクセスできるカード現金化を熟慮せずに利用し、ショッピング枠がゼロとなった段階でヤミ金融に接触する可能性がある（当然この場合、そのままヤミ金融の被害に遭う可能性は高いであろう）。

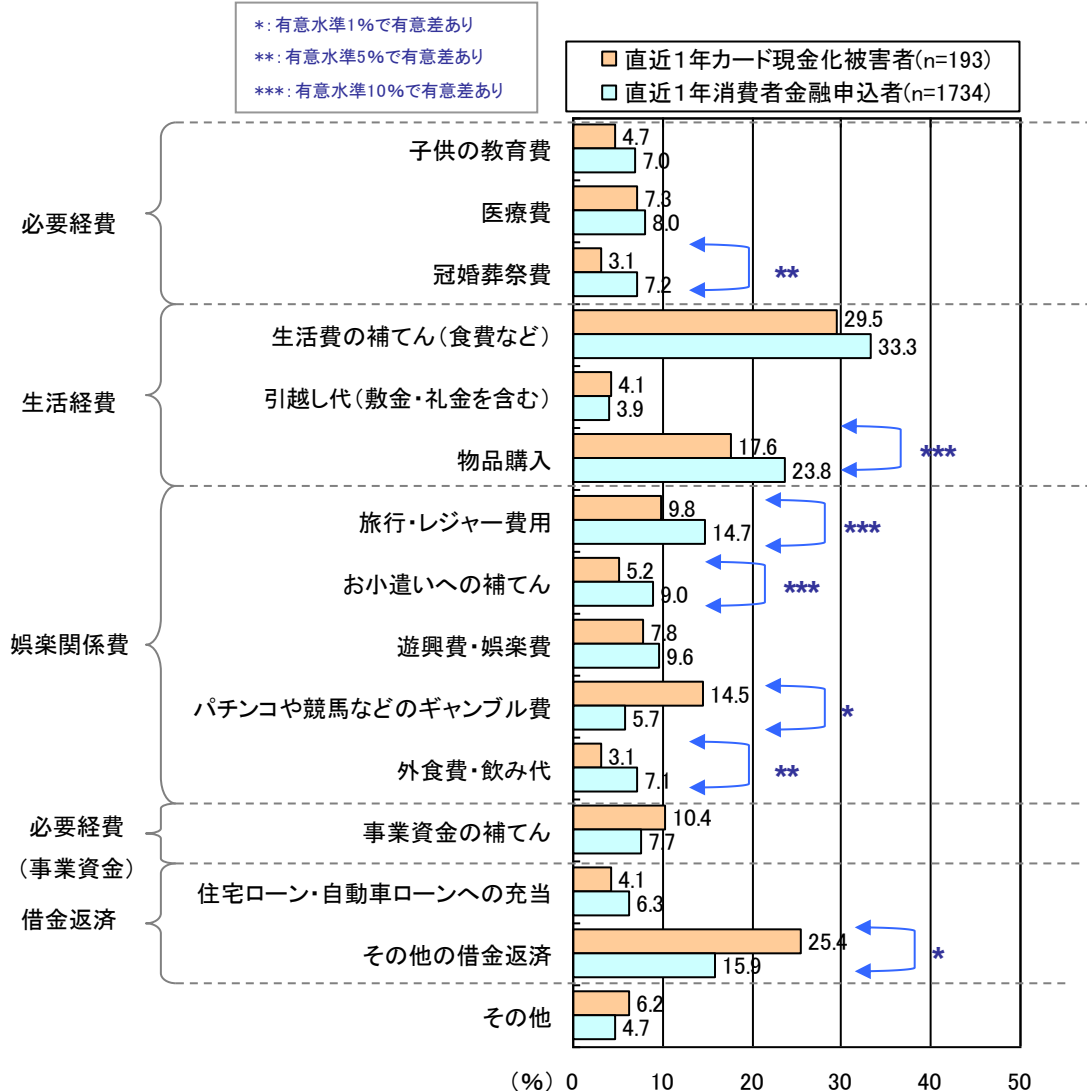
ここで相対的に熟慮性の高い資金需要者がカード現金化を経由せずにヤミ金融へ行き着く理由を考えてみたい。筆者らはヤミ金融やカード現金化の被害者（利用者）に対して違法金融手段への接触経路を調べた²⁸。本調査によると接触経路として、ヤミ金融被害者では「人から紹介された」が最多で 41.1%、カード現金化被害者では「Web サイトを見て問い合わせた」が最多で 36.5% となった。実質的な高金利の被害に遭う点では共通しているが、カード現金化の被害者は安易な意識で業者と接触している可能性が高い。一方でヤミ金融の被害者の中にはカード現金化を経由した軽率な資金需要者も流入しているが、同時に違法業者を慎重に選定する資金需要者が比較的多く存在する可能性を示唆する。後者の資金

²⁸ 2011 年「ヤミ金融の利用に関する調査」。本調査においてヤミ金融利用者のサンプル数(n)は 95 人、カード現金化業者の利用者のサンプル数は 85 人。

需要者は借入を申し込んだ親族・友人からお金を借りる代わりにヤミ金融業者を紹介され、最終的な借入手段としてヤミ金融業者に接触したのかもしれない。

筆者は 2009 年に、NHK 報道局と共同でヤミ金融業者に対してインタビュー調査を行った。その際、ヤミ金融業者は既存客が新規客を紹介するパターンとして、「既存客が自分の親族を紹介したり、同じ職場の先輩が後輩を紹介したり、主婦が近所の主婦を紹介したりする。自分に借金を無心されたものの貸せる状況にない。しかし無下に断るのも忍び難い。そこで、お金を貸す代わりに自分が利用している業者を紹介するのだろう」と発言していた。参考情報として付記する。

図表 28 カード現金化の利用目的または消費者金融の借入の申込目的
(a)借入申込者による申込目的の割合比較



(b)利用目的と申込目的別に割合差を比較した検定結果

		カード現金化の利用目的の割合	
		相対的に割合が低い	相対的に割合が高い
消費者金融への 申込目的の割合	相対的に 割合が低い		・パチンコ屋や競馬など* ・その他借金の返済*
	相対的に 割合が高い	・物品購入*** ・旅行レジャー費用*** ・お小遣い補填*** ・冠婚葬祭費** ・外食費・飲み代**	

出典: 11 年「ヤミ金融の利用に関する調査」

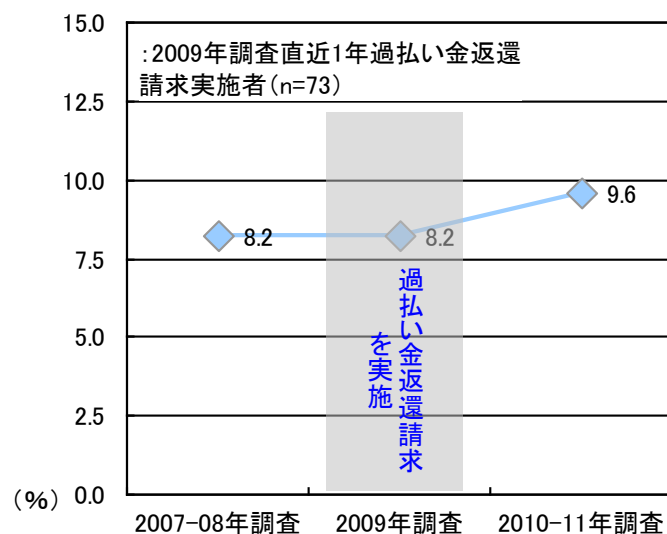
注意: ①表記中において、「*」は有意水準 1%で有意差あり、「**」は有意水準 5%で有意差あり、「***」は有意水準 10%で有意差あり、という意味。②複数回答。

4.3 過払い金返還請求者によるヤミ金融市場への流入

筆者らが行っているアンケート調査から、「総量規制」等により借入困難に陥った債務者が過払い金返還請求に流れている状況と過払い金返還請求の営業実態について説明した。さらに筆者らは過去に過払い金返還請求を行った請求者を追跡調査し、その後の債務行動を分析している。以下では過払い金返還請求を行った時期別に、ヤミ金融との接触状況を調べた分析結果を紹介する。

まず筆者らの調査において、2007～2011 年調査をいずれも回答した継続回答者のうち、2009 年調査で「直近 1 年以内に過払い金返還請求を実施した」と答えた回答者を抽出し、過払い金返還請求の前後 2 年間ににおけるヤミ金融被害経験率（ヤミ金融利用率）を調べた（図表 29）。その結果、過払い金返還請求前の 2007-08 年調査においてヤミ金融被害経験率は 8.2%であったのに対して、過払い金返還請求後の 2010-11 年調査では 9.6%に微増している。

図表 29 過払い金返還請求前後のヤミ金融被害率



出典: 07 年、08 年、及び 09 年「消費者金融の利用に関する調査」と、10 年及び 11 年「ヤミ金融の利用に関する調査」

次に過払い金返還請求の時期を遡り、請求した年次で請求者によるヤミ金融との接触経験率を比較する。まず筆者らは過払い金返還請求を実施した時期別にサンプルを抽出し、「2007 年の過払い金返還請求者」と「2009 年の過払い金返還請求者」という 2 つのグループを定義した。つまり各グループのサンプル構成の詳細は以下の通りとなる。

- ・ 「2007 年の過払い金返還請求者」：2007～2011 年の調査をいずれも回答した継続回答者のうち、2007 年調査で「直近 1 年以内に過払い金返還請求を実施した」と答えたサンプル。
- ・ 「2009 年の過払い金返還請求者」：2009～2011 年の調査をいずれも回答した継続回答者のうち 2009 年調査で「直近 1 年以内に過払い金返還請求を実施した」と答えたサンプル。

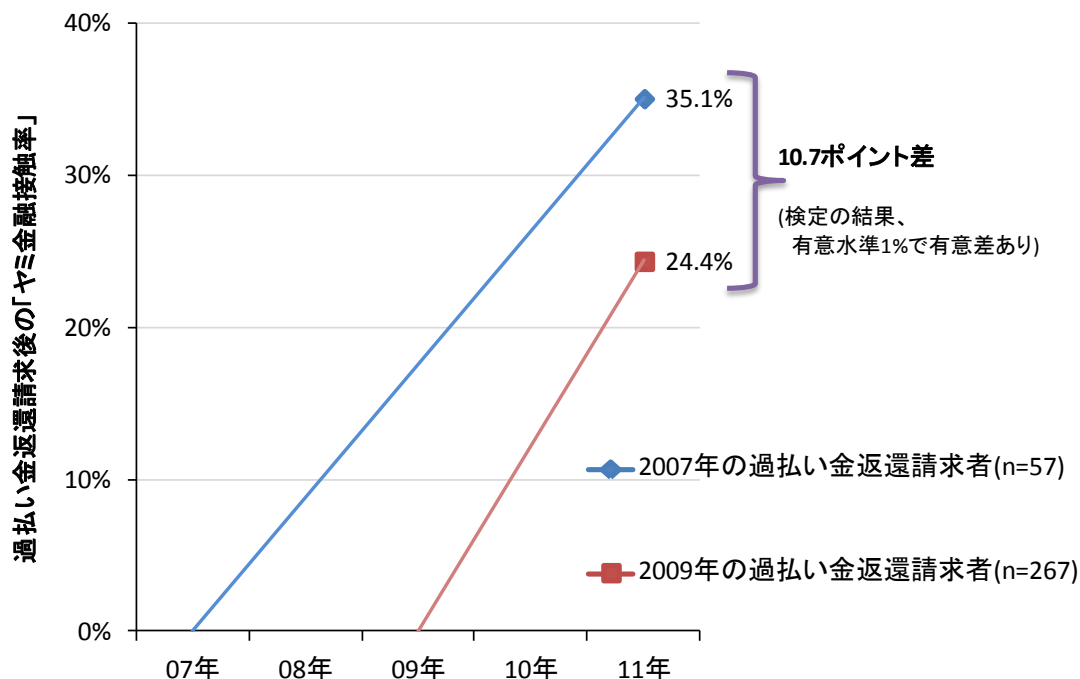
図表 30 は「2007 年の過払い金返還請求者」及び「2009 年の過払い金返還請求者」による、請求後にヤミ金融と接触経験した割合を示した結果である。ここで定義した「ヤミ金融との接触率」とはヤミ金融との接触経験者の割合であり、「ヤミ金融の被害にあった」層と「ヤミ金融と接触のみした」層を合計した割合である。図表 30 に示す通り、「2007 年の過払い金返還請求者」が請求後（2009～2011 年）にヤミ金融と接触する割合は 35.1%、「2009 年の過払い金返還請求者」が請求後（2010～2011 年）にヤミ金融を利用する割合は 24.4%であった。そして「2007 年の過払い金返還請求者」と「2009 年の過払い金返還請求者」による請求後のヤミ金融接触率の差は 10.7 ポイントであり、検定を行うと有意水準 1%で差が認められた。

ただし、過払い金返還請求者は請求後すぐにヤミ金融に接触する訳ではない。図表 24 に示した通り、ヤミ金融を利用する直前（利用時から半年前）の状況を比較すると、「親族や友人・知人からの借入があった」が 57.1%であるのに対して、「過払い金返還請求を行った」は 3.9%と高くない。この理由として、過払い金返還請求により現金が請求者の手に入り、資金繰りが一時的に改善するため、請求直後にヤミ金融に接触する必要性は低い。しかしながら、時間経過とともに手元の現金が枯渇し、新たな資金需要が発生した際にヤミ金融に接触する必要性が高まると推察される。

以上から、過払い金返還請求者が請求後にヤミ金融被害に遭遇する割合は請求後、時間の経過に連れて高まる傾向が確認される。筆者らのインタビュー調査でも、ヤミ金融やカード現金化利用者の大半は過払い金返還請求の経験者であった。過払い金返還請求者は利息返還により一時的に生活が改善するものの、家計の資金繰りは抜本的に改善されていないだけでなく、正規の貸金業者からの借入は一段と難しくなることでヤミ金融との接触機会を高め、結果としてヤミ金融被害に遭ってしまう危険性が高まる。

なお図表 30 で示した通り、「2007 年の過払い金返還請求者」が請求後にヤミ金融と接触する割合は 35.1%であったが、「2007 年の過払い金返還請求者」が請求後にヤミ金融を利用する割合（ヤミ金融被害率）は 15.8%であった。つまり、2007 年の過払い金返還請求者 3 人のうち 1 人が請求後にヤミ金融と接触し、2007 年の過払い金返還請求者 6 人のうち 1 人が請求後にヤミ金融の被害者となっている。司法関係者は過払い金返還請求が債務整理者の行動是正に機能していない点を深刻に受け止めるべきであろう。

図表 30 「2007 年調査時直近 1 年過払い金返還請求者」及び
「2009 年調査時直近 1 年過払い金返還請求者」による請求後のヤミ金融との接触率



出典:07年及び09年「消費者金融の利用に関する調査」と、08年、09年、10年、及び11年「ヤミ金融の利用に関する調査」

注意:「ヤミ金融との接触率」とはヤミ金融との接触経験者の割合であり、「ヤミ金融の被害にあった」層と「ヤミ金融と接触のみした」層を合計した割合。

筆者らの推計によると最高裁判決以降、弁護士・司法書士に流れた手数料総額は1兆円程度と推計される。ただし、弁護士の安易な債務整理で益々生活が苦しくなった事例が後を絶たず、現状のような心理的ケアや家計管理指導といった金銭カウンセリングを伴わない過払い金返還請求の急増は多重債務者救済に逆行していると言える。急増する過払い金返還請求はヤミ金融被害者を一段と増加させる危険性をはらんでいる。

また、政府は2010年4月に、一部弁護士グループの主張に沿う形で、個人信用情報機関に登録された過払い金返還実績に関するデータ²⁹の削除を決定した。後述するが、過払い金返還請求者は再び過重な債務を抱える傾向が強い点を考えると、過払い金返還請求に関するデータは債務者をヤミ金融被害から防ぐ上で有用であり、政府の決定は消費者保護の観点から疑問視される。

²⁹ 過払い返還請求の事実を信用情報に反映させるデータ系列。日本信用情報機構が保有するいわゆる「コード71」のこと。

4.4 ヤミ金融被害（利用）パターンの分析

4.4.1 ヤミ金融被害に至るまでのパターン類型化

ここでは改正貸金業法が資金需要者に与えた影響から、ヤミ金融被害（利用）者に至る経路を整理した上でヤミ金融被害者の類型化を試みる。ここまでの分析結果から、ヤミ金融に至るパターンとして以下の3つが推定される。

-  パターン 1： 親族・知人への借入申込者はヤミ金融の被害に遭遇する。
-  パターン 2： カード現金化の接触者はヤミ金融の被害に遭遇する。
-  パターン 3： 過払い金返還請求者はヤミ金融の被害に遭遇する。

以下、上記3つのパターンからヤミ金融被害に至る流れを検証する。検証にあたり、2011年調査で「直近1年間にヤミ金融の被害にあった人」による、過去2年間の回答内容（2009年～2011年調査）を調べる。続いて、2009年調査における「親族・知人への借入申込者」「カード現金化の利用者」「過払い金返還請求者」がその後2年間（2010年～2011年調査）でヤミ金融被害に遭った割合を調べる。

4.4.2 親族・知人への借入申込者がヤミ金融被害に遭遇するパターン

ヤミ金融市場に流入するパターン1の経路について調べる。先ずヤミ金融被害者による過去の債務行動として親族・知人への借入申込経験を調べる。図表31は2011年調査で「直近1年間にヤミ金融の被害にあった人」が過去2年間（2009年～2011年調査）に「親族・知人への借入れ申込み経験」を調べた結果である。図表31に示される通り、2011年のヤミ金融被害者のうち、過去2年間での親族・知人への借入れ申込み経験者の割合は37.8%と、ヤミ金融の非被害者の19.5%に比べて18ポイント程度高い。

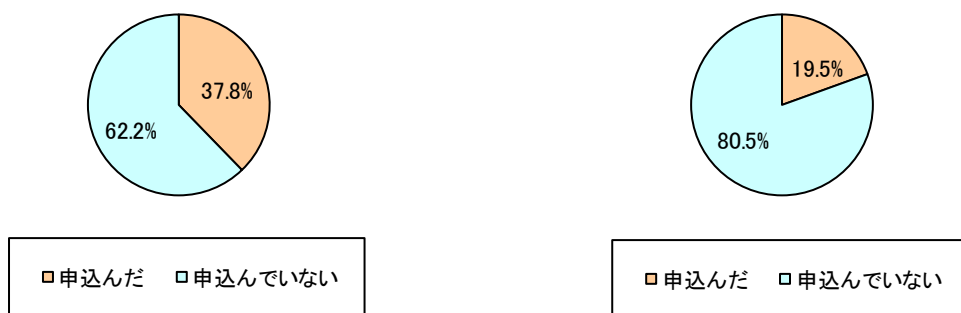
次に、親族・知人への借入れ申込み経験者が申込経験後にヤミ金融被害者となる割合を調べる。図表32は2009年調査で「直近1年間に親族・知人への借入れ申込み経験」した人が、その後2年間（2009年～2011年調査）でヤミ金融被害者となった割合を調べた結果である。図表32から、2009年の親族・知人への借入れ申込み経験者のうち、その後の2年間でヤミ金融被害にあった割合は7.9%、ヤミ金融との接触者を含めると16.1%となる。親族・知人への借入れ非申込み者では2年間でヤミ金融被害にあった割合は2.6%、ヤミ金融との接触者を含めても6.8%に過ぎない。したがって、2009年の親族・知人への借入れ申込み経験者のうち、その後の2年間でヤミ金融被害にあった割合は、親族・知人への借入れ非申込み者と比べ、5ポイント程度高く、ヤミ金融との接触者を含めると9ポイント以上高くなる。

図表 31 2011 年調査における直近 1 年ヤミ金融被害(利用)者による
過去 2 年間(2009 年～2010 年調査)における「親族・知人への借入れ申込み経験」の割合

(現在の「ヤミ金被害者」は、過去に「親族・知人への借入れ申込み」していたか?)

(a) 2011 年調査直近 1 年ヤミ金融被害者 (n=90)

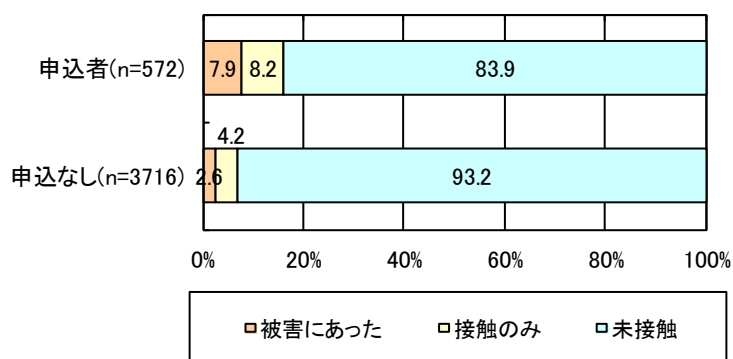
(b) 2011 年調査直近 1 年ヤミ金融非被害者 (n=4198)



出典: 09 年及び 10 年「消費者金融の利用に関する調査」と、11 年「ヤミ金融の利用に関する調査」

図表 32 2009 年調査時点において直近 1 年間の「親族・知人借入申込」別による
その後 2 年間(2010 年～2011 年調査)におけるヤミ金融被害(利用率)

(「親族・知人への借入れ申込者」は、その後「ヤミ金被害者」になったか?)



出典: 09 年「消費者金融の利用に関する調査」と、10 年及び 11 年「ヤミ金融の利用に関する調査」

4.4.3 カード現金化の接触者がヤミ金融被害に遭遇するパターン

2つ目のヤミ金融に至るパターンとして、ヤミ金融被害者による過去の債務行動としてカード現金化業者との接触経験を調べる。図表 33 は 2011 年調査で「直近 1 年間にヤミ金融の被害にあった人」が過去 2 年間（2009 年～2011 年調査）に「クレジットカード現金化業者と接触していたか」を調べた結果である。図表 33 に示される通り、2011 年のヤミ金融被害者のうち、過去 2 年間でカード現金化業者との接触経験者の割合は 35.6%と、ヤミ金融の非被害者の 5.0%に比べて 31 ポイント程度高い。

次に、カード現金化業者との接触経験者が接触経験後にヤミ金融被害者となる割合を調べる。図表 34 は 2009 年調査で「直近 1 年間にカード現金化業者と接触経験」した人が、その後 2 年間（2009 年～2011 年調査）でヤミ金融被害者となった割合を調べた結果である。図表 34 から、2009 年のカード現金化業者との接触経験者のうち、その後の 2 年間でヤミ金融被害にあった割合は 13.6%、ヤミ金融との接触者を含めると 24.3%となる。カード現金化業者との非接触経験者では 2 年間でヤミ金融被害にあった割合は 2.9%、ヤミ金融との接触者を含めても 7.4%に過ぎない。したがって、2009 年のカード現金化業者との接触経験者のうち、その後の 2 年間でヤミ金融被害にあった割合は、カード現金化業者との非接触経験者と比べ、11 ポイント程度高く、ヤミ金融との接触者を含めると 17 ポイント程度高くなる。

図表 33 2011 年調査における直近 1 年ヤミ金融被害(利用)者による
過去 2 年間(2009 年～2010 年調査)における「クレジットカード現金化業者との接触経験」の割合

(現在の「ヤミ金被害者」は、過去に「クレジットカード現金化業者と接触」していたか?)

(a) 2011 年調査直近 1 年ヤミ金融被害者 (n=90)

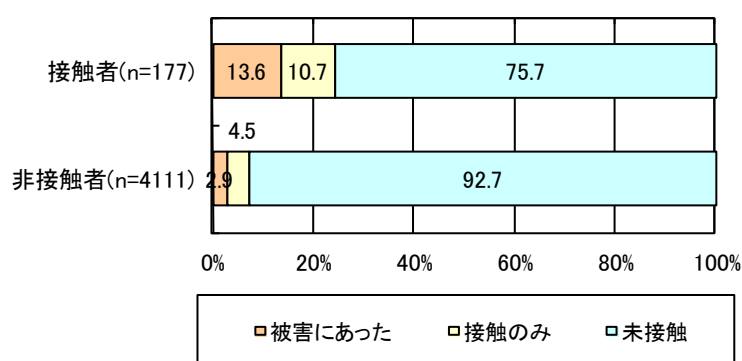
(b) 2011 年調査直近 1 年ヤミ金融非被害者 (n=4198)



出典: 09 年及び 10 年「消費者金融の利用に関する調査」と、11 年「ヤミ金融の利用に関する調査」

図表 34 2009 年調査時点において直近 1 年間の「クレジットカード現金化業者との接触」別による
その後 2 年間(2010 年～2011 年調査)におけるヤミ金融被害(利用)率

(「クレジットカード現金化業者と接触者」は、その後「ヤミ金被害者」になったか?)



出典: 09 年「消費者金融の利用に関する調査」と、10 年及び 11 年「ヤミ金融の利用に関する調査」

4.4.4 過払い金返還請求者がヤミ金融被害に遭遇するパターン

最後にヤミ金融被害者による過去の債務行動として過払い金返還請求の実施経験を調べる。図表 35 は 2011 年調査で「直近 1 年間にヤミ金融の被害にあった人」が過去 2 年間(2009 年～2011 年調査)に「過払い金返還請求を実施したか」を調べた結果である。図表 35 に示される通り、2011 年のヤミ金融被害者のうち、過去 2 年間での過払い金返還請求者の割合は 41.1%と、ヤミ金融の非被害者の 10.7%に比べて 30 ポイント以上高い。

次に、過払い金返還請求者が返還請求後にヤミ金融被害者となる割合を調べる。図表 36 は 2009 年調査で「直近 1 年間に過払い金返還請求」した人が、その後 2 年間(2009 年～2011 年調査)でヤミ金融被害者となった割合を調べた結果である。図表 36 から、2009 年の過払い金返還請求者のうち、その後の 2 年間でヤミ金融被害にあった割合は 13.9%、ヤミ金融との接触者を含めると 24.4%となる。過払い金返還の非請求者では 2 年間でヤミ金融被害にあった割合は 2.6%、ヤミ金融との接触者を含めても 6.9%に過ぎない。したがって、2009 年の過払い金返還請求者のうち、その後の 2 年間でヤミ金融被害にあった割合は、過払い金返還の非請求者と比べ、11 ポイント以上高く、ヤミ金融との接触者を含めると 17 ポイント以上高くなる。

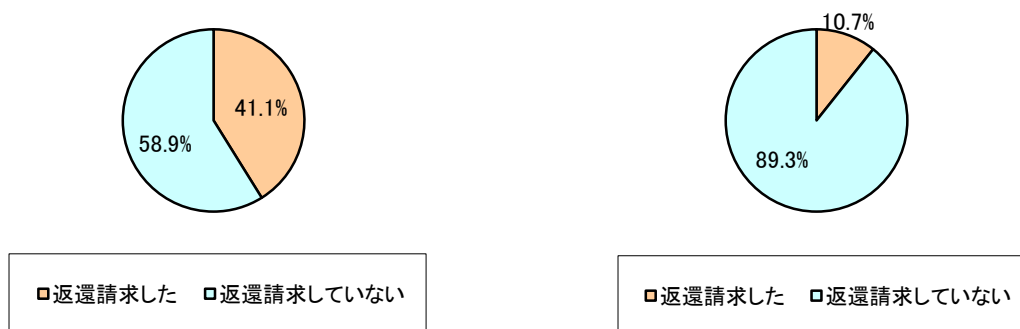
なお筆者らは、過払い金返還請求者による親族・知人からの借入状況を調べた。その結果、過払い金返還請求後、親族・知人からの借入残高は増加する傾向も確認された。

図表 35 2011 年調査における直近1年ヤミ金融被害(利用)者による
過去2年間(2009年～2010年調査)における「過払い金返還請求の実施経験」の割合

(現在の「ヤミ金融被害者」は、過去に「過払い金返還請求」していたか?)

(a) 2011 年調査直近1年ヤミ金融被害者(n=90)

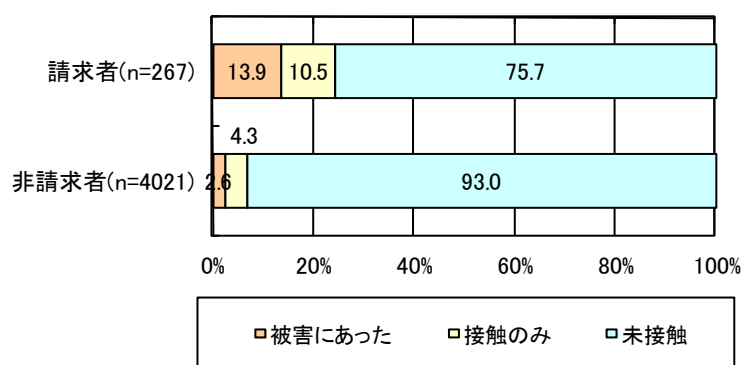
(b) 2011 年調査直近1年ヤミ金融非被害者(n=4198)



出典: 09 年及び 10 年「消費者金融の利用に関する調査」と、11 年「ヤミ金融の利用に関する調査」

図表 36 2009 年調査時点において直近1年間の「過払い金返還請求の実施経験」別による
その後2年間(2010年～2011年調査)におけるヤミ金融被害(利用)率

(「過払い金返還請求者」は、その後「ヤミ金融被害者」になったか?)



出典: 09 年「消費者金融の利用に関する調査」と、10 年及び 11 年「ヤミ金融の利用に関する調査」

4.4.5 ヤミ金融被害（利用）までの経路

ヤミ金融への被害に遭うまでの上記 3 つのパターンのうち、ヤミ金融被害への危険性が最も高い経路を知るために、過去の債務行動（パターン 1～3）別でヤミ金融被害者となった割合を図表 37 に整理した（つまり図表 37 は図表 31～図表 36 の総括表）。さらに図表 37 では比較項目として、a)現在「ヤミ金融被害者」に占める割合、b)その後「ヤミ金融被害者」となった割合に関して、各債務行動の「経験・請求者の割合」[A]と当該債務行動の「非経験・請求者の割合」[B]の差（[A]－[B]）を集計した。この差が大きいほど当該債務行動の「経験・請求者」は「非経験・請求者」に比べヤミ金融被害に遭遇する危険性が高いと言える。これらの差を比較すると、現在「ヤミ金融被害者」に占める割合で差（比較項目 a)）が最も大きい値を示した債務行動のグループは「カード現金化業者との接触経験者」（30.6 ポイント差）。続く 2 番目は「過払い金返還請求者」（30.4 ポイント差）となった。そして債務行動後に「ヤミ金融被害者」となる割合で差（比較項目 b)）が最も大きい値を示した債務行動のグループは「過払い金返還請求者」（11.3 ポイント差）となった。続く 2 番目は「カード現金化業者との接触経験者」（10.7 ポイント差）となった。

図表 37 過去の債務行動パターン別によるヤミ金被害率の比較

		経験・請求者 [A]	非経験・請求者 [B]	差 [A]－[B]
親族・知人への 借入申込の経験者	a)現在「ヤミ金融被害者」 に占める割合(図表 31)	37.8%	19.5%	18.3 ポイント
	b)その後「ヤミ金融被害者」 となった割合(図表 32)	7.9%	2.6%	5.3 ポイント
カード現金化業者 との接触経験者	a)現在「ヤミ金融被害者」 に占める割合(図表 33)	35.6%	5.0%	30.6 ポイント
	b)その後「ヤミ金融被害者」 となった割合(図表 34)	13.6%	2.9%	10.7 ポイント
過払い金返還 請求者	a)現在「ヤミ金融被害者」 に占める割合(図表 35)	41.1%	10.7%	30.4 ポイント
	b)その後「ヤミ金融被害者」 となった割合(図表 36)	13.9%	2.6%	11.3 ポイント

出典：09 年及び 10 年「消費者金融の利用に関する調査」と、10 年及び 11 年「ヤミ金融の利用に関する調査」

注意：債務行動の比較で最も差([A]－[B])が大きい項目(上位 1 位(濃い網掛け)と 2 位(薄い網掛け))に網掛けした。

以上の結果を整理すると、ヤミ金融被害者が被害に遭遇する前に経験する特に顕著な債務行動（特に注意を要する債務行動）として、「カード現金化業者との接触」と「過払い金返還請求」の2つが挙げられる。すなわち、ヤミ金融被害（利用）に至る顕著なパターンは、パターン2（カード現金化の接触者はヤミ金融の被害に遭遇する）と、パターン3（過払い金返還請求者はヤミ金融の被害に遭遇する）であり、フローで示すと以下の通り。

《パターン2》

「貸金業者からの融資拒否」→「カード現金化業者と接触」→「ヤミ金融被害」

《パターン3》

「貸金業者からの融資拒否」→「過払い金返還請求」→「ヤミ金融被害」

したがって、消費者金融会社の成約率が急減した後、借入困難となった資金需要者はすぐにヤミ金融へ流れるのではなく、先ず親族や友人、カード現金化といった調達手段に頼り、そこでの反復継続的な利用が困難になった段階で、ヤミ金融を利用するという経路が推定される。また、借入困難となった資金需要者は過払い金返還を請求するものの、抜本的な資金需要の対策とならないため、返還された資金が枯渇した段階で、ヤミ金融を利用するという経路も推定される。すなわち、貸し渋りを受けてからヤミ金融の利用までに数か月から数年の時間差が存在する可能性が高い。今後も過去に借入困難となった資金需要者が資金調達の最終手段としてヤミ金融へと流れていくものと論定される。

上記結果を消費者保護の観点からまとめると、カード現金化業者へ接触しないための方策を講じることが必要であり、クレジットカード業界は違法性の高い決済代行業者等に対して厳格な処置を取ることが望まれる。同時に過払い金返還請求者に関しても請求者への債務行動是正への対応（例えば金銭カウンセリング）が不可欠であり、債務者に過払い金返還請求を勧める広告や宣伝を溢れる現状を鑑みると、過払い金返還請求の営業開拓に熱心な一部弁護士・司法書士の責任は重い。

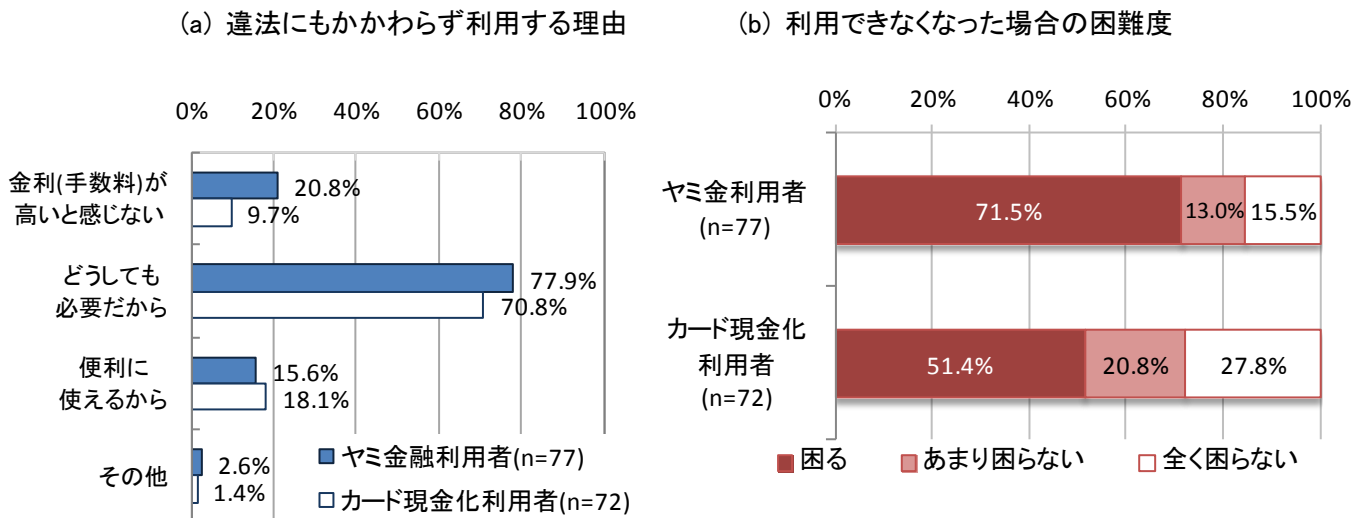
5. 改正貸金業法が内在する危険性

5.1 ヤミ金融被害者の困難状況

まず資金需要者の逼迫度の差を知るためにヤミ金融とカード現金化の利用者に対して、違法にもかかわらず利用した理由を調べた。図表 38(a)によると、お金が「どうしても必要だから」の割合は、ヤミ金融利用者が 77.9%と、カード現金化利用者の 70.8%よりも高い。さらに「金利（手数料）が高いと感じない」はヤミ金融利用者が 20.8%と、カード現金化利用者の 9.7%の倍以上となっている。

また、ヤミ金融とカード現金化の利用者に対して利用できなくなった場合の困窮度を尋ねた。図表 38(b)によると、「困る」と回答した割合はヤミ金融利用者が 71.5%と、カード現金化利用者の 51.4%を大きく上回る。つまりヤミ金融の利用者はその逼迫度がカード現金化よりも深刻な状況にあり、万策尽きた段階でヤミ金融に接触している可能性を示唆する。

図表 38 なぜ違法な資金調達手段に手を出したのか？



出典: 11 年 6 月「ヤミ金融の利用に関する調査(事前調査)」

注意: ①サンプルは直近 3 年以内のヤミ金融またはカード現金化の利用者。

②上図(a)は複数回答。

5.2 ヤミ金融業者も審査を厳格化

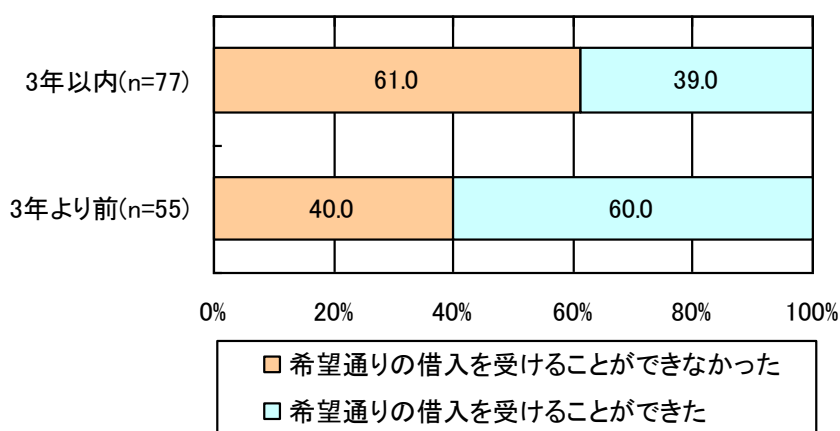
筆者はヤミ金融業者の実態を確かめるために、複数のヤミ金融業者を対象としたインタビュー調査を行い、改正貸金業法の非正規金融跋扈の実態として学会にて発表してきた^{xii}。その結果、ヤミ金融業者は回収の効率性を高め、かつ摘発のリスクを低くするために、顧

客を選別して優良な顧客に貸し付ける傾向を強めている実態を把握できた。

そこで、こうしたヤミ金融業者による顧客選別化の実態を知るために、ヤミ金融利用者に対してヤミ金融からの借入申込への諾否経験についてアンケート調査を行った(図表 39)。図表 39 によると、ヤミ金融へ借入の申込みをした際に受けた対応について、申込み時期別にみると、「希望通りの借入を受けることができなかった」割合は3年より前の申込みでは40.0%であったが、3年以内の申込みでは61.0%と高くなっている。すなわち、ヤミ金融業者が借入申込者を選別した上で融資する傾向が強まっている可能性が確認された。

このように現状、ヤミ金融に借入を申し込んだ人のうち約6割がヤミ金融からの借入を断られている実態が示された。今日、ヤミ金融が申込者に審査を義務付けていた事件も度々報道されている³⁰。ヤミ金融は事件としての表面化を恐れて借入申込者の全てに融資するのではなく、審査の上で貸し倒れを起こさない顧客を中心に融資している可能性が強い。同時にヤミ金融からも融資を拒絶された資金需要者のその後の対応は危惧される。今後、ヤミ金融からの融資拒絶者が次に向かう債務行動に関しては追跡調査を継続し実態の把握に努めたい。

図表 39 直近の申込み時に受けた対応



出典:11年6月「ヤミ金融の利用に関する調査(事前調査)」

注意:直近3年間でヤミ金融を利用した経験者に対して「3年以内における融資許諾の対応結果」を、それ以前にヤミ金融を利用した経験者に対して「3年より前の対応融資許諾の対応結果」を尋ねた。

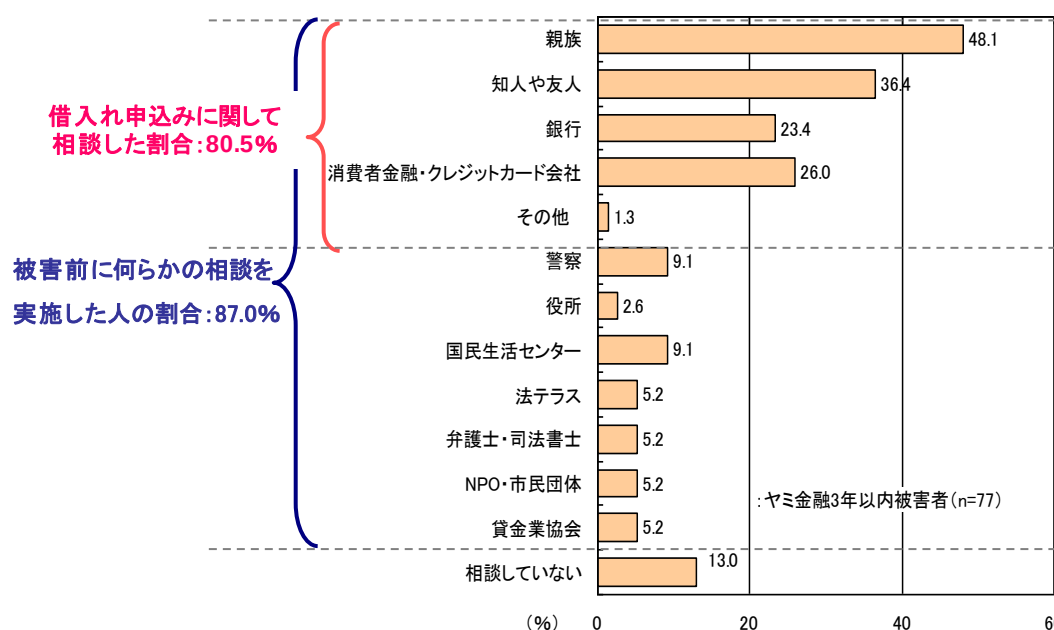
5.3 ヤミ金融被害の相談状況

ヤミ金融が社会に浸潤する中、債務者もヤミ金融の被害を相談することなく、その利用を沈黙する傾向が強まっている可能性がある。こうした傾向を確認するために、ヤミ金融利用者に対して被害相談の実施状況をヤミ金融被害にあった前後で調べた。

³⁰ 例えば、日本テレビ報道局「約41倍の金利で貸し付け、元貸金業ら逮捕」(2009年9月19日)。

図表 40 は、初めてヤミ金融被害を受ける直前（初被害から半年前まで）における相談実績と相談相手を調べた結果である。ヤミ金融の被害を受ける前に何らかの相談を実施した割合は 87.0%となった。ただし、相談相手は「親族」（48.1%）や「知人や友人」（36.4%）、「消費者金融・クレジットカード会社」（26.0%）などが多く、その相談内容もヤミ金融との接触についての相談よりも、借入申込みに関する相談の可能性が高い。こうした借入れ申込に関する相談は 80.5%を占める（図表 40）。むしろ、これら相談先から十分に借入できなかったため、ヤミ金融の被害を受けることになったと考えられる。

図表 40 初めて被害を受ける直前（初被害から半年前まで）の相談先 【事前調査結果】



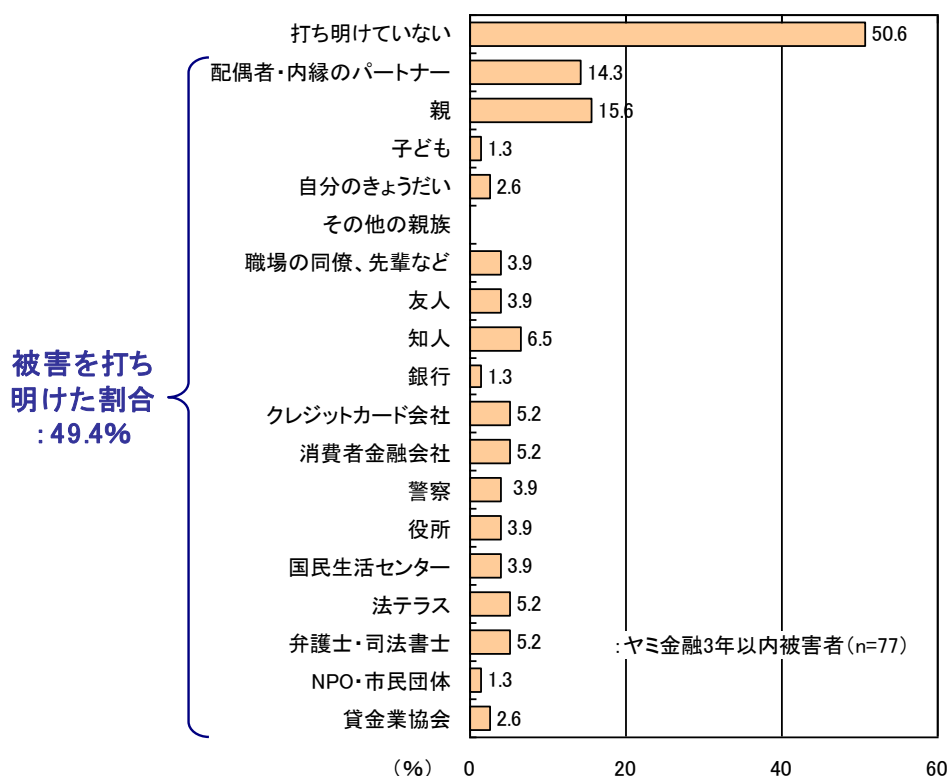
出典: 11 年 6 月「ヤミ金融の利用に関する調査(事前調査)」

注意: 複数回答(一部の選択肢(「相談していない」)を除く)。

次にヤミ金融被害後に被害の相談を行ったか否かを調べた。図表 41 は被害相談（ヤミ金融利用を打ち明ける）の実施状況について尋ねた結果である。図表 41 によると、「打ち明けていない」と回答した割合は 50.6%となり過半を超えている。また、相談先は「親」（15.6%）、「配偶者・内縁のパートナー」（14.3%）など近親者が上位に挙がっており、「警察」や「国民生活センター」など公的機関への相談は非常に少ない。したがって、相談件数からヤミ金融被害の全貌を実態把握することは困難と言える。実際、ヤミ金融の被害者に被害を打ち明けていない理由を尋ねると、「人には言えない・話しにくいから」（26.6%）、

「恥ずかしいから」（14.1％）といった心情的な理由が上位を占めた³¹。

図表 41 被害相談(ヤミ金融利用を打ち明ける)の実施状況【事前調査結果】



出典: 11年6月「ヤミ金融の利用に関する調査(事前調査)」

注意: 複数回答(一部の選択肢(「打ち明けていない」)を除く)。

5.4 ヤミ金融被害の潜在化から顕在化へ変移の兆し

筆者は3年前に「多重債務の相談件数は減少傾向にある」と新聞報道された自治体にインタビュー調査を申し込もうと相談窓口で電話したことがある。しかしながら、この自治体の相談窓口で何度も電話を掛けたものの、結局電話は繋がらずインタビューを諦めたことがあった。一方で法改正後、いわゆる「多重債務問題」を巡る実情へのマスコミによる注目度は一気に冷めた。しかしながら継続的な広報の下で多重債務窓口を存続している自治体に関しては、逆に多重債務問題が深刻化する旨の新聞報道が散見されるようになった。図表 42 に貸金業法の完全施行後に報道された、多重債務問題への自治体による取り組みの実情に関する記事を整理して掲載した。筆者は図表 42 に記事掲載のある複数の自治体担当者にインタビュー調査(2011年実施)を行ったことがあるが、「ヤミ金融に関する相談は増

³¹ サンプル数(n)は64人。

えている」「広報を積極的に行うと多重債務の相談が一気に増える」と一様にコメントした。長引く不況や法改正の影響でヤミ金融被害者や借金問題を抱えた債務者は増加していると捉えるべきで、同時に本件への取り組みの熱意が自治体によって温度差を生じている現状を憂える。

図表 42 多重債務問題への自治体による取り組みの実情に関する新聞記事

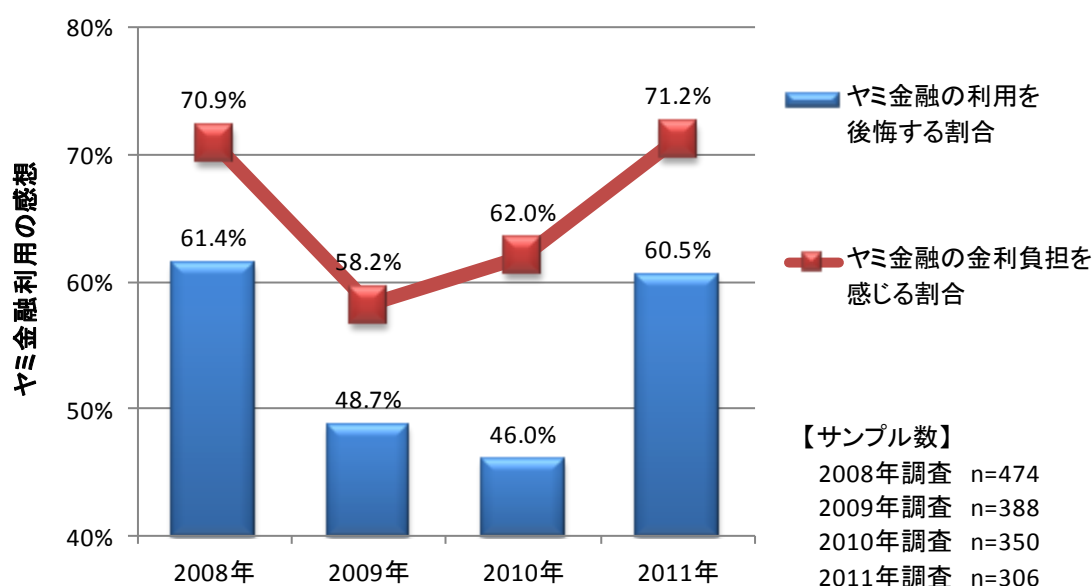
報道日	掲載新聞	記事タイトル	内容
2010/8/25	京都新聞	総量規制で ヤミ金相談 2 倍 目立つ女性被害	京都市の相談窓口では法改正後、ヤミ金融関係の相談が 2 倍になった。総量規制でヤミ金融に流れていると指摘。
2010/10/13	産経新聞 (大阪)	大阪府、15 億円回収不能	大阪府(社会福祉協議会)による生活困難者向けの無利子無担保融資の残高 20 億円のうち 15 億円が回収不能。
2011/9/2	宮崎日日新聞	多重債務相談 4856 件	宮崎県の相談窓口に寄せられる多重債務の相談件数は年々増加の傾向。特に若年層や発達障害者からの相談が目立つ。
2011/10/14	毎日新聞 (東京)	多重債務、過去最高額に	東京都や都下の区市町村の相談窓口 に寄せられた相談者の一人当たり平均 債務額が 800 万円と過去最高だった。
2012/2/17	熊本日日新聞	生活費不足から 多重債務増える	熊本県によると、遊興費やギャンブル でなく、生活費の不足から多重債務に 陥るケースが増加傾向にある。
2012/2/22	読売新聞 (大阪)	はびこるヤミ金 相談3倍	改正貸金業法の完全施行以降、大阪 府に寄せられるヤミ金融被害の相談が 急増。大阪府は一律の規制で返済余 力のある「借りればよくなる層」まで苦し めてしまっている可能性があるとの指摘。

出典:各種新聞記事

本稿でも法改正以降、正規の貸金業者から借入困難となった良質の資金需要者がヤミ金融市場に流入している実情を実証データに基づき説明してきた。一方でヤミ金融業者が審査を厳しくすることで、利用者と業者間でのトラブル発生は抑制され、結果としてヤミ金融被害の潜在化が進んでいる実態を解明した。こうした現象をマスコミでは「ヤミ金融のソフト化」として報道してきた。

しかしながら筆者らの直近の調査では、ヤミ金融のソフト化も終焉を迎える可能性が示された。図表 43 は直近 1 年以内のヤミ金融被害（利用）者にヤミ金融利用に関する感想として「利用を後悔する」と「金利負担を感じる」を調べ、その割合の推移を示した結果である。「金利負担を感じる」は 09 年に一時低下した後、上昇傾向にある。同様に「利用を後悔する」も 11 年には上昇へ転じた。「ソフトヤミ金融」も所詮、年利数百%以上の高金利を要求する違法金融である。たとえ小額であってもヤミ金融の反復継続的な利用で高金利への負担感を次第に増し、延滞を引き起こす蓋然性は高い。

図表 43 ヤミ金融の利用感想（後悔と金利負担感）



出典：11 年 7 月「ヤミ金融の利用に関する調査」
 注意：サンプルは直近 1 年以内のヤミ金融の利用者。

筆者らはヤミ金融の利用者による返済遅延と返済猶予の実態を調べたことがある³²。ヤミ金融利用者のうち約 6 割がヤミ金融への返済遅延を経験し、約 2 割が返済遅延を認められなかったと回答した。ヤミ金融を反復継続的に利用することで返済遅延を起こす危険性は高まる。したがって今後は返済が遅延してヤミ金融から返済猶予を認められなかった利用が増える可能性は高く、その顛末が危惧される。

実際、ヤミ金融の被害者がヤミ金融への返済が行き詰ったことで犯罪に走った事件も散見されるようになった。図表 44 にヤミ金融被害者による犯罪に関する報道記事を整理した。こうした記事を読むと、追いつめられたヤミ金融利用者が返済を巡り窮地に立たされている姿を想像し胸が痛む。そこには制度変更により「借りられず不幸」となった人々が逆に

³² サンプル数(n)は 73 人。

犯罪に手を染める悲劇が存在する。

図表 44 ヤミ金融被害者による犯罪に関する報道記事

報道日	掲載新聞	記事タイトル	内容
2011/10/26	読売新聞	すき屋強盗 ヤミ金が命令	同志社大学の元学生が牛井チェーン店・すき屋に強盗。ヤミ金への返済のため、すき屋への強盗を命令され、強盗を実行。
2011/11/10	山陽新聞	「ヤミ金逃れ刑務所に行きたかった」地裁公判 六法全書読み犯行決意	ヤミ金からの取り立てから逃げるため、逮捕されることを目的でコンビニに強盗。店員に警察への通報を依頼。
2012/1/5	産経新聞 (大阪)	高槻の吉野家強盗 元店員を容疑で逮捕	牛井チェーン店・吉野家高槻店が強盗に襲われた事件で元同店員を逮捕。「ヤミ金の借金を返済したかった」と供述。

出典: 各種新聞記事

現状、ヤミ金融利用者の多くは金利負担を感じながらも返済を続けている。延滞が発生しない限りヤミ金融業者もソフトに対応する。しかしながら延滞の発生でヤミ金融は態度をソフトからハードに豹変させ、強硬な回収を行うであろう。資金需要者保護の観点から改正貸金業法の見直しは必須である。

本章の最後に当初はヤミ金を甘く見ていたものの、返済が滞ったことでヤミ金融が豹変し恐ろしい経験をした被験者（事例 5）のケースを紹介する。

インタビューメモ ー事例 5ー

E さん（自営業者）

【背景】

- ・ 52 歳女性。娘と母と暮らす。東京都内に在住。
- ・ 2000 年に夫と死別し保険セールスを始めた。しかし、この仕事もうまくいかず、年収は当初 300 万円だったが、08 年に 150 万円を切る程度まで減少。
- ・ この頃からヤミ金融を利用するようになったが、「押し貸し」専門のヤミ金融に引っ掛かったことで返済に行き詰まり、ヤミ金融からの脅迫を受けるようになった。

【内容】

年収は不安定なままで、かつ馴染みの消費者金融会社も法改正の後に廃業してしまった。過払い金返還請求を行ったが、生活が苦しい状況は変わらず、お金も借りられない状況に陥っていたので、以前、自宅に届けられたヤミ金融からのダイレクトメールを取り出した。恐る恐る電話したところ、話し口がソフトだっただけでなく、自分の身の上話も嫌がらずに聞いてくれたので安心した。結局このヤミ金融から 2008 年 10 月に 2 万円を 1 カ月 30%の利子で借りた。手続きは携帯電話で行い、即日でお金が口座に振り込まれた。1 カ月後約束通りの利子をつけて返した。返済後は別のヤミ金融からも営業の電話が入るようになった。どこも同程度の利子で複数のヤミ金融から借りるようになってしまった。

08 年の 11 月頃、勝手にお金 2 万円を口座に振り込んで利息を請求するヤミ金融が現れた。いわゆる「押し貸し」専門のヤミ金融だ。このヤミ金融に「止めて欲しい」と懇願したら、今度は会社の上司に督促の電話をかけてきた。結局、別のヤミ金融から借りて返したが、この頃から資金繰りは苦しくなった。最もソフトに接してきたヤミ金融に返済猶予を頼んだら、態度は豹変して「家まで乗り込むぞ」と脅してきた。

大晦日にキリスト教系の救済組織に助けを求め、弁護士を紹介された。弁護士は順番に電話をして取り立て中止を求めた。正月は自宅でカーテンを閉め切りビクビクしていたが、結局どこも自宅に押しかけてはこなかった。ところが正月休みが明けて会社に行くとヤミ金融から引っこ無しに電話が入り「逃げられないぞ」と脅された。

僅か 2～3 カ月間で 18 件のヤミ金融からの借入総額は 50 万円。最終的には元金と利子で 200 万円を返した。弁護士費用は 18 万円だった。ヤミ金融を甘く見ていたと反省している。一度返済が滞ると、恐ろしい本性を現す。

（2009 年 12 月調査）

6. まとめ

今回、本論文を作成するにあたり、貸金業法が制定された 2006 年当時の金融庁や国会の議事録を改めて精読した。特に金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」の議事録や当時の新聞報道を読むと議論が楽観的な見通しに基づいているだけでなく、政府による調査報告における統計的な間違いなど政策立案上の瑕疵を幾つも発見できた。例えば、上限金利が引き下げられても審査は厳しくならないという議論を進める上での前提条件や、金利規制の厳しいフランスやドイツにおいて貸し手は金利収入以外に多大な手数料を受け取っている実態に気付かなかった政府調査など杜撰さが目立つ。そもそも「多重債務者」の定義は明確にされず、その数も試算されていない。金融庁「貸金業制度等に関する懇談会」は主に同庁審議委員で構成されていたにも拘わらず、その政策審議は余りにも強引かつ精緻さを欠く内容であると言わざるを得ない（この点は政策科学における研究事例として更なる検証を期待する）。当時、頻繁に行われた金融庁高官によるマスコミへの発言³³から判断すると、法改正の副作用を緩和するためのセーフティーネットの必要額が精査されていないだけでなく、法改正の本来の趣旨であった救済すべき「借りて不幸」となった人々の実態と救済策を科学的に検討できていなかった。

これらの点を鑑みると、貸金業法が急場しのぎの作業で制定された法律であったと理解できる。その結果、法改正の副作用として今度は「借りられず不幸」となった人々を社会に増やし、同時に「借りて不幸」となった人々を一段と追い詰めている。確かに消費者信用市場には自己破産や返済困難といった「借りて不幸」となる副作用もある。しかし、消費者信用機能は景気にプラスの効果を与えるだけでなく、社会で進行する格差の拡大を緩和する効果がある。つまり、消費者信用の発達には「借りられず不幸」となる人々を減らすことで、特に不況時には生活格差や消費格差の拡大を是正する機能をもつ。そして、「借りて不幸」となった人々は安価な債務整理と継続的な金銭カウンセリングの導入により救済すべきである。現在の政策では「借りられず不幸」な人々を急増させヤミ金融に向かわせただけでなく、「借りて不幸」となった人々を抜本的に救済していない。

16 世紀の哲学者であるモンテーニュは著書『随想録』で、「全ての人間は、自分とやり方がちがえば、これを野蛮という」と述べた。本稿冒頭で引用したが、2006 年に改正貸金業法が議論される過程で当時の金融庁高官は「改正貸金業法という社会実験を敢えて実践する」とマスコミで発言した。貸金業者からお金を借りる行為を野蛮と捉えていたならば、改正貸金業法とは、銀行を利用できる人々が貸金業を利用する「野蛮な人々」に行った壮大な社会実験と見ることができる。そして、この社会実験はその成果を深く検証されることなく、ヤミ金融被害者となった「野蛮な人々」を黙殺している可能性が高い。

以上

³³ 例えば、『中日新聞』「利息制限法でも高い」（2006 年 7 月 2 日）など。

参考文献

-
- ⁱ 飯田隆雄, 「上限金利規制後の消費者金融サービス-北海道経済に及ぼした影響-」, 『パーソナルファイナンス学会年報』, パーソナルファイナンス学会, No. 10 (2010)
 - ⁱⁱ 堂下浩, 内田治, 「消費者のローン利用に関するアンケート分析」, 『消費者金融サービス研究学会年報』, 消費者金融サービス研究学会, No. 8 (2008)
 - ⁱⁱⁱ 堂下浩, 内田治, 「消費者ローン現在利用者の時系列変化に関する分析」, 『パーソナルファイナンス学会年報』, パーソナルファイナンス学会, No. 9 (2009)
 - ^{iv} 堂下浩, 内田治, 「消費者ローン現在利用者の時系列変化に関する分析 Part3」, 『パーソナルファイナンス学会年報』, パーソナルファイナンス学会, No. 10 (2010)
 - ^v 堂下浩, 内田治, 「消費者金融市場の壊滅により再び活発化したヤミ金融に関する調査」, 『パーソナルファイナンス学会年報』, パーソナルファイナンス学会, No. 11 (2011)
 - ^{vi} 植杉威一郎, 内田浩史, 小野有人, 小塚荘一郎, 鶴田大輔, 君和田貴也, 「貸金業法改正後における企業の資金調達実態調査の概要」, 一橋大学経済研究所, Working Paper No. 14 (2011)
 - ^{vii} 金融庁, 「貸金業利用者に関する調査」(2010年3月、2010年11月、そして2011年4月)
 - ^{viii} 大阪府, 「消費者金融利用者調査等にかかる調査結果速報」(2011年9月)
 - ^{ix} 筒井義郎, 晝間文彦, 大竹文雄, 池田新介, 「上限金利規制の是非: 行動経済学的アプローチ」, 大阪大学社会経済研究所ディスカッションペーパー, No. 689 (2007)
 - ^x 晝間文彦, 「準双曲割引と自制問題」, 『パーソナルファイナンス学会年報』, パーソナルファイナンス学会, No. 11 (2011)
 - ^{xi} 樋口大輔, 田邊亮平, 「消費者信用市場における総量規制の影響」, 『東京情報大学研究論集』, 東京情報大学, Vol. 15 No. 2 (2012)
 - ^{xii} 上記 v と同じ。